

# 安政の大災害関係史料(一)

前田一郎(立命館大学講師)

一はじめに

安政五年(一八五八)二月二十六日、マグニチュード七二の大地震が北陸・飛騨一带をおそった(宇佐美龍夫『新編日本被害地震総覧増補改訂版』、東京大学出版会、一九九六年八月)。立山カルデラにおいては大鳶山・小鳶山などが崩壊し、崩落した土砂で常願寺川本流の真川、立山カルデラを流れる湯川が堰きとめられ、三月十日、四月二十六日の二度にわたって洪水が発生し、富山城下をはじめとする一帯に広大な被害をもたらした(付図参照)。こうした地震と二度の洪水による被害をまとめて安政の大災害と総称している。立山カルデラ砂防博物館では館の調査研究事業としてこの安政の大災害に関する古文書・古記録の収集・調査・研究を行い、その成果の上になつて展示を行っている。本稿はこうした調査研究事業の成果の一端として安政の大災害に関する史料を紹介するものである。

歴史学で災害を扱う上で、先の二〇〇三年は象徴的な年であった。北原糸子は『近世災害情報論』(塙書房、二〇〇三年五月)を上梓するとともに、国立歴史民俗博物館で研究代表として「ドキュメント災害史1703~2003―地震・噴火・津波、そして復興―」という展示を監修した。これに先立ち、北原は旧著『安政大地震と民衆―地震の社会史―』(三書房、一九八三年九月)を『地震の社会史―安政大地震と民衆―』(講談社学術文庫、二〇〇〇年八月)として再刊するにあたり、「地震史料が、地震学上の客観的データを得るための素材として利用される方法以外に、地震という災害に対して人々がどう対応したか、人々をそのように対応せしめたものは何であったのかという災害の社会史的分析の素材として有効であるというのは、このような意味においてである」として、地震と人々との対応を明らかにする地震の社会史をあらためて提起し直し、『近世災害情報論』

もそうした地震の社会史を、かわら版などを使って災害情報という情報論レベルで展開したものであった。

笹本正治は『災害文化史の研究』(高志書院、二〇〇三年八月)を上梓した。笹本もすでに『蛇抜・異人・木霊―歴史災害と伝承―』(岩田書店、一九九四年二月)、『中世の災害予兆―あの世からのメッセージ―』(吉川弘文館、一九九六年一月)、『鳴動する中世―怪音と地鳴りの日本史―』(朝日新聞社、二〇〇二年二月)などを刊行していて、『災害文化史の研究』の中で、あらためて歴史学からの災害史研究におけるいくつかの視点を提言している。「災害に社会がいかに対応したかなどの事実解明を通して、未然の災害への準備、公権力の役割、共同体の相互扶助のあり方などを確認すること」、「災害が起きる以前にその社会はどのような状況であったのか、災害を契機にしてそれがどのように変わったのかを明らかにすること」、「災害が起きた後にはいかにして復興するか、その時の助け合いはどうか、どのようになら復興をあきらめるのか、復興の後で災害に対処する手段はいかに改められるのか、といったことも問題にもなる」など、災害と公権力・社会などとの関係を視点として提示している。

両者を含めた歴史学における災害に関する研究史の整理は別に譲らないといえないが、災害そのものの研究に加えて災害と公権力・社会などとの関係が提起されている点では共通している。また両者はひとしく歴史学と自然系の諸科学との連携も強調している。イギリスの高名な歴史家であるロバート・ヒギンズは「歴史は、現代と過去の対話である」と言ったが(『歴史とは何か』清水幾太郎訳、岩波新書、一九六二年三月)、現代社会で陸続として起きている地震などの災害、とりわけ都市直下型の地震によってひきおこされた阪神・淡路大震災が現代社会に与えた

衝撃は大きいと言える。もちろんすでに指摘されているように被災地とそれ以外の地域における「温度差」、あるいは被災に関する「体験の風化」などの問題は、あるが(柳田邦男編『阪神・淡路大震災10年―新しい市民社会のために―』、岩波新書、二〇〇四年十二月)、「阪神・淡路大震災以後」という言葉があるように、現代社会において人々の地震災害への意識は変わったと言える。こうしたことはもともと地震などの災害を研究している人々に加えて、一般の人々においても「阪神・淡路大震災以後」の現代社会が抱える問題から、逆に人々に過去の地震とその災害への広範な関心を引き起こしていると言えよう。つまり我々が現代社会での地震をはじめとする災害、あるいは社会へのその影響に関心を寄せて注視すればするほど、歴史社会においても地震などの災害にとどまらず、それが与えた社会への影響を問題とせざるをえなくなるという関係にあると思われる。地震の社会史や災害文化史の提言はこのような意味で広範な関心がもたれる基礎があると思われる。

## 二 「魚津御用言上留」

今回安政の大災害関係史料として取り上げるのは「魚津御用言上留」である。これについては、すでに東京大学地震研究所編『新収日本地震史料』第五巻別巻四(東京大学地震研究所、一九八六年一月)において「魚津御用言上留」第四冊から安政五年二月晦日(五月二十日)の部分の翻刻がなされている。また藤井環境地質研究所編『古地震被害調査報告書その二(平成八年度)』(一九九七年三月)において広瀬誠が「古地震記録の現代語訳」魚津御用言上留(成瀬主税正居)安政五年震災関係箇所抜書」として「魚津御用言上留」第一冊から安政五年二月二十八日(五月二十日)の関係部分の現代語訳がなされている。これは広瀬誠著『地震の記憶―安政五年大震大水災記―』(桂書房、二〇〇〇年二月)の中で「安政五年震災関係箇所抜書」(現代語訳)として再録されている。第一冊と第四冊との関係など、史料としての「魚津御用言上留」について必ずしも認識が十分ではないと思われるので、まずその書誌を確認しておきたい。

「魚津御用言上留」は金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫に収蔵されたものである。この第五冊の奥書によれば、成瀬正居が魚津在住役を拝命するにあたり、御文庫を渡され、その中に藩主前田綱紀の時の魚津在住役永原政張のものと考えられる旧記類が数十冊入っていて、その中から成瀬正居が魚津在住役を勤めるにあたり必要と思われることを書き抜いたものである。いずれも魚津在住役に密接に関連し、かつ形態的にも同様であるので、五冊がまとめられたと考えられる。また朱筆「魚居」は魚津在住役に関するものをまとめた際に番号を付したと考えられる。

著書の成瀬主税正居は人持組に属する知行高二五〇〇石の加賀藩士で、三十三(三十五歳にあたる安政四年(一八五七)九月十一日(文久二年(一八六二)五月十七日)の間、魚津在住役を勤めた。「諸頭系譜」によれば、このとき今石動・水見・城端支配も兼務していることになっている。成瀬主税正居には「魚津御用言上留」のほかに魚津在住役に関する「魚津在住御用方日記」「魚津御用雑記」「御用番等より被相渡候付札物等之留抜書」などの著作がある。また別に「魚津在住言上抄」があるが、これは明治年間に前田家編輯方が安政五年の地震による被害状況などを成瀬正居の言上留などから抄録したものである。成瀬主税正居は魚津在住役のあと、文久三年(一八六三)一月十三日(元治二年(一八六五)二月二十六日)の間、寺社奉行を勤めた(田川捷一編著『加越能近世史研究必携』、北国新聞社、一九九五年、金沢市立図書館編『加越能文庫解説目録』、金沢市立図書館、一九七五年三月)。維新後は、明治二年(一八六九)金沢藩権少参事、同七年(一八七四)石川県出仕となったが、同十七年(一八八四)白山比咩神社禰宜に転じた。宮司を助けて白山神社献歌集を編纂し、鶴来町金剣神社献詠会を興し、歌人としても知られた。明治三十五年(一九〇二)に七十五歳で没した(『石川県史』第参編、一九四〇年十二月、石川県、日置謙著『改訂増補加能郷土辞彙』、北国新聞社、一九五六年)。

## 三 魚津在住役

魚津在住役は加賀藩の越中領における職制の一つで、もともと魚津城代が変化したものである。魚津城が廃城にされた後、寛永四年(一六二七)に大音主馬好

れている。横半帳五冊でその書誌は次の通りである。

- 第一冊 十一・九 cm×十七・八 cm 二二五丁(墨付二二五丁)  
表紙「魚津御用言上留 成瀬正居」表紙朱筆「秘」「一」「魚居八」  
安政四年十月(安政五年十二月二七日)
- 第二冊 十一・八 cm×十八・〇 cm 二二二丁(墨付二二〇丁)  
表紙「魚津御用言上留 成瀬正居」表紙朱筆「秘」「二」「魚居九」  
安政五年十二月晦日(安政七年十二月二十日)
- 第三冊 十一・八 cm×十七・七 cm 四五丁(墨付四五丁)  
表紙「魚津御用言上留 成瀬正居」表紙朱筆「秘」「三」「魚居十」  
万延二年二月二三日(文久二年五月十日)
- 第四冊 十二・〇 cm×十七・七 cm 六八丁(墨付六八丁)  
表紙「及言上候与力同心調理書留 御用部屋迄達候分も留置 成瀬正居」表紙朱筆「魚居十一」  
午(安政五年)二月十三日(五月二十日)
- 第五冊 十一・九 cm×十七・五 cm 十七丁(墨付十七丁)  
表紙「言上留附録 成瀬主税」表紙朱筆「秘」「魚居十二」  
奥書「此一冊者、魚津在住へ從御手元御渡ノ御文庫中、松雲院様、思召ヲ以、永原治兵衛へ其比御側役、与被考、在住被仰付候節、被仰出候件々毎度之御親翰等委細ニ留有之、数十冊之内ヨリ其大躰ヲ書拔候もの也、偏ニ以隠密ノ事共也

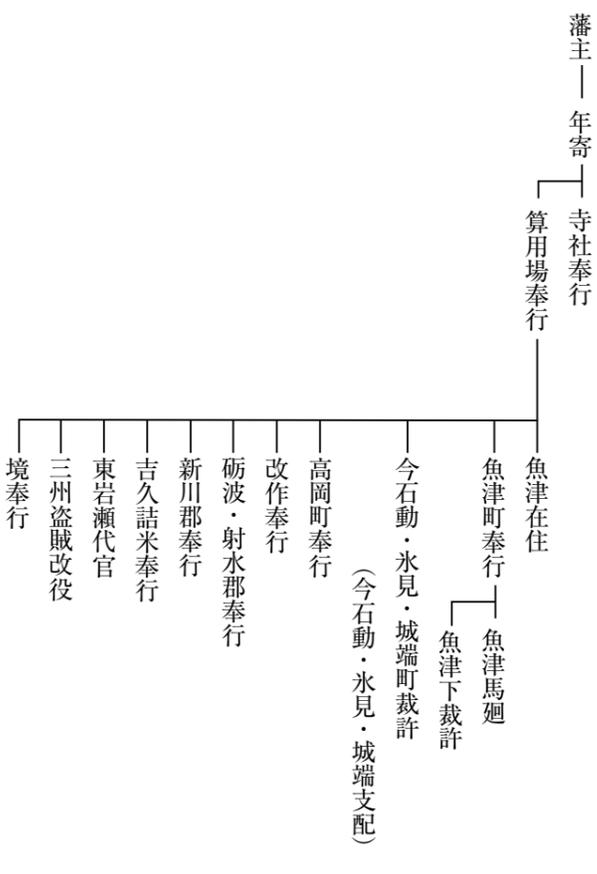
成瀬正居記

右之次第第二付表題も私ニ如斯調置候、言上方之根基也  
第一冊(第三冊は成瀬主税正居の魚津在住役の経年に従って記され、魚津在住役として加賀藩に上申した控となっている。第四冊は配下の与力・同心から魚津在住役に上申された調理書の控で御用部屋に上申したことも記されている。このように第四冊は第一冊(第三冊と密接な関連があるが、朱筆で「四」と記されていないように)、本来別帳のものである。第五冊は表紙に「言上留附録」とあるように「附録」の位置付けがなされているが、朱筆で「五」と記されていないように、

次が初めて新川郡魚津に在住を命じられ、魚津町及び新川郡を支配した。寛永十七年(一六四〇)本保嘉右衛門が魚津町奉行兼郡代となり、万治三年(一六六〇)八月それまでの兼務から、郡代に仙石勝左衛門政盛、魚津町奉行に岡田十右衛門がそれぞれ命じられて分化した。この郡代が魚津在住と称されるようになる(魚津市史編纂委員会編『魚津市史』上巻・史料編、一九六八年三月・一九八二年三月、魚津市役所、富山県編『富山県史』通史編(Ⅲ)近世上、富山県、一九八二年)。「魚津御用言上留」の中では、「魚津郡代」とも称されている。魚津在住役には配下として与力五名、足軽四十五名、内手替五名、小者五名を擁したとされ、安政四年(一八五七)段階で、与力五名、与力加入二名、同心三九名(小頭三人・同心横目六人・留書四名・遠所四名・平同心十九人・定加入三人)、役附小者五名・役附小者雇二名を擁しているように多少人数は前後する。魚津在住は当初御用として魚津に在住していたが、延享三年(一七四六)同四年の松平大膳康濟(大式とも)は魚津に引越しておらず(「魚津御用雑記」「魚津在住御用勤方帳」加越能文庫)、以後、必ずしも魚津在住は魚津に引越すとは限らない。文化十年(一八一三)に成立した湯浅祇庸の『国格類聚』(別名「北藩秘鑑」)は加賀藩の職制を記したものであるが、魚津在住について「魚津在住老人金沢罷在所所附与力五人在住足軽三十九人内小頭三人」(巻之五)とあって、魚津在住は金沢にいて、与力・足軽は魚津に在住するという形になっていることがわかる(『金沢市史』資料編四近世二藩制、二〇〇一年三月、金沢市)。成瀬主税正居も魚津には引越しはしていない。

## 四 魚津在住役の職掌

越中は加賀藩領(砺波郡・射水郡・新川郡)と加賀藩の支藩である富山藩領(富山町と婦負郡および上新川郡の一部)からなる。このうち加賀藩の越中に関わる職制を抜き出すと次の通りである(前掲『加越能近世史研究必携』)。



魚津在住役に関しては、すでに指摘があるように新川郡にとどまらず砺波・射水両郡へも配下を派遣し越中全般に目を配っていて、加賀藩の越中支配上の重要な役職である(広瀬誠前掲書)。魚津在住役は寛政元年(一七八九)の「本役加役魚津御用勤方心得書」によれば、本役十六件、加役八件の職掌があげられているが(付表参照)、このうち成瀬主税正居が先役の富田治部左衛門より事務引継の際に必ず言上すべきとされた案件は九つである。その案件は①変わったことがあれば必ず言上する、②与力は年間四度(春廻・夏廻・秋廻・冬廻)、同心は年間二度(春廻・秋廻)、三郡を御郡廻りをするが、その報告書である「調理書」を言上する、③加賀藩からの奉書を次宿に送付したときに言上する、④御郡廻りの際に富山に入り富山向を言上する、⑤富山大聖寺藩主の動きを言上する、⑥出水・風損を言上する、⑦寺社開帳・祭礼について変わったことがあれば言上する、⑧御番頭が御貸屋を新たに建設した場合、言上する、⑨魚津役屋敷(郡代役所)に牢屋が設置されていて、入牢者・出牢者・加賀本藩の公事場に引渡した者は年間二回言上する、ことである。

る。

・同心小頭立花源吾が砺波筋を、同心横目萩野茂右衛門が射水筋を魚津役屋敷に報告(第二報・第四冊午二月晦日付)。

三月二日

・射水筋を廻っていた同心萩野茂右衛門が高岡繁久寺の損所の注進を受けて高岡に行き御廟所の様子を報告(第三報・第四冊午三月二日付)。

・与力阿閉小右衛門が新川筋廻先より成瀬正居に報告(第四報)。

三月三日

・新川筋へ出役した与力阿閉小右衛門に同心横目原貞之丞等が合流。

・成瀬正居が富山藩主、常願寺川などの様子を御用番に報告。

三月四日

・下新川筋を廻った田中義六郎が魚津表に戻り、成瀬正居に報告(第五報)。

三月五日

・原貞之丞が立山等の様子を山仮絵図を添えて成瀬正居に報告(第六報・第四冊午三月五日付)。

地震の第一報は魚津表からその日のうちに魚津在住役に上申されるとともに、魚津表の判断で御郡廻りがなされている。第一報を聞いた魚津在住役はあらためて御郡廻りを後から指示している。与力は魚津在住役に直接上申する形となっているが、おそらく同心小頭以下はおそらく魚津役屋敷を介して上申する形がとられていると思われる。明かに今回の地震は普段と変わった事態として、三郡・富山表・常願寺川・立山などの様子が上申されている。

(一) 三月十日の洪水(第二回)

三月十日

・新川筋を廻っていた与力阿閉小右衛門が常願寺川出水を見分する。

三月十一日

・同心横目石川良之助らが常願寺川出水で発足。

・砺波筋を廻った同心小頭立花源吾、射水筋を廻った同心横目萩野茂右衛門が成瀬正居に報告(第七・八報・第四冊午三月一日付)。

魚津在住役は越中におけるほかの職制を横断して、いわば加賀藩越中領の監察・警察業務を担当していることになる。魚津在住役自身は年に一、二回自ら新川郡の巡見を行うが(「魚津御用勤方心得書等」加越能文庫)、普段は加賀藩に居て、魚津古城内にある魚津役屋敷(郡代役所とも)に指示して与力・同心からの「調理書」を報告させる、あるいは与力・同心の出府を待って尋問して「調理書」に仕立て、それらを必ず「魚津御用言上留」に記録するとともに、近習頭中に上申するのが主な職掌である。

五魚津在住役と地震・洪水

安政五年二月二十六日の地震と三月十日、四月二十六日の洪水のことは「魚津御用言上留」第一冊と第四冊に見える。これは第一冊に言上留を記録するとき、与力・同心からの調理書のうち「別紙」が指示されているものがあり(主として長いもの)、これを別帳として第四冊に控えたためである。第一冊を軸に第四冊を参照して安政五年二月二十六日に起きた地震以後の魚津表の動きをまとめると次の通りである。(一)内は魚津表から魚津在住役に上申された調理書の順番と第四冊の別紙をあらわす。

(一) 二月二十六日安政の大地震発生

二月二十六日

・魚津附与力共が魚津・滑川・高月村辺の様子を成瀬正居に報告(第一報)。

・同心小頭等が三郡へ月並廻兼帯で急発する。手分けして砺波・射水両郡を廻り、上新川筋の様子を探る。また同心横目田中義六郎などが下新川筋を廻る。

・第一報を受けた成瀬正居が富山領境等新川郡内の縮方として魚津表に郡廻りを指示するとともに、魚津表損所等荒増を御用番に報告する。

二月二十八日

・人家損壊・死者の注進を受けて同心横目原貞之丞等が上新川筋へ出役する。

二月晦日

・与力高島九郎兵衛は春廻りとして富山近辺より砺波・射水筋へ出役、与力阿閉小右衛門は砺波・射水筋から新川筋御縮方として富山領境等新川筋へ出役す

三月十四日

・新川筋から与力阿閉小右衛門が魚津表に戻り、成瀬正居に報告(第九報・第四冊午三月一四日付)。

・同心横目原貞之丞が立山、富山の様子を報告(第一〇報・第四冊午三月一四日付)。

三月十五日

・同心横目石川良之助が常願寺川出水の様子を報告(第一一報・第四冊午三月一五日付)。

三月

・原貞之丞以下五名が上新川筋の損所を報告(第二二報・第四冊午三月付)。

三月十八日

・同心横目石川良之助が常願寺川出水の様子を成瀬正居に報告(第一三報・第四冊午三月一八日付)。

三月二十九日

・与力高島九郎兵衛ら三郡廻りより魚津表に戻る。

四月四日

・同心横目田中儀六郎が常願寺川洪水の様子を成瀬正居に報告(第一四報・第四冊午四月四日付)。

四月十一日

・成瀬正居が金沢を出立し、砺波郡・射水郡などを巡見

四月十七日

・成瀬正居が魚津表に到着。

地震災害の状況を確認している最中に常願寺川の洪水が発生したことになる。魚津在住役が地震災害の詳細を知るのは第七・八報、第一〇・一二報であり、洪水発生後のことである。魚津在住役にとって地震災害の大きさと常願寺川の洪水被害が同時に懸念される事態であり、こうしたこともあってか魚津在住役は越中に

出役するのである。

(三) 四月二十六日の洪水(第二回)

- 四月二十六日  
 ・常願寺川出水について同心横目永田俊三など出役、与力村田乙三郎・阿閉小右衛門は東水橋に出役。
- 四月二十七日  
 ・与力村田乙三郎らは東水橋を引き揚げ、与力阿閉小右衛門・同心横目永田俊三らは留る。
- 五月二日  
 ・与力阿閉小右衛門・同心横目永田俊三らは西水橋へ渡り、新庄など富山迄を廻る。
- 五月四日  
 ・成瀬正居が常願寺川川上を巡見。
- 五月五日  
 ・同心横目永田俊三が常願寺川上に出役(第一五報・第四冊午五月十八日付)。
- 五月九日  
 ・阿閉小右衛門ら出先から魚津表に戻る。  
 ・与力阿閉小右衛門ら、帳冊仕立ての絵図を添えて調理書を作成(第一六報・第四冊午五月一八日付)。
- 五月十二日  
 ・成瀬正居が岡嶋左膳・山森権太郎に言上(第四冊午五月二二日付)。
- 五月十七日  
 ・成瀬正居、自分の巡見を調理書にまとめ、使いを介して近習頭中に報告。
- 五月二十五日～六月六日  
 ・新川郡本役御用として六手に分れて廻る。六手は次の通り。  
 原貞之丞(五〇二五〇二七) 立花源吾(五〇二五〇二八) 荻野茂右衛門(五〇二九〇六〇) 石川良之助(五〇二九〇六〇) 永田俊三(六〇三〇六) 今井采吉(六〇三〇五)。
- 六月二日  
 ・成瀬正居、常願寺川出水以後の続報を報告する。

「魚津御用言上留」第一冊目冒頭から、ある程度地震とその災害記事が落ち着く同年六月十一日までを掲載した。いわば魚津在住役の日常から地震災害という非日常への対応が読み取れるようにした。

- この頃までには成瀬正居は金沢に戻る。
- 六月八日  
 ・与力高島九郎兵衛ら打毀に出役。
- 六月十日前後  
 ・与力高島九郎兵衛ら打毀の様子を成瀬正居に報告(第二三報)。
- 六月十一日  
 ・原貞之丞(五月二八日付・第一七報) 立花源吾(五月二九日付・第一八報) 荻野茂右衛門(六月二日付・第一九報) 石川良之助(六月二日付・第二〇報) 永田俊三(六月七日付・第二二報) 今井采吉(六月六日付・第二三報) から上申された調理書を成瀬正居が報告。

成瀬主税正居が越中に出役している最中に第二回の洪水が発生したことにより、常願寺川の被害状況の確認が中心となり、地震災害の確認は一段落する。しかし安政四年(一八五七)から米価がじりじりと上昇する中で、地震がおき、六月からの降雨が続く中で凶作が強まり、打ち毀しが発生するようになる(水島誠『加賀藩・越中藩の社会経済史的研究』、文献出版、一九八二年)。こうして魚津在住役はさらさら問題にも対応をせまられることになったのである。

魚津表の動きを中心に加賀藩における災害情報の収集を見てきたが、このほかにも十村役を中心とした村役人から新川郡奉行へと情報収集がなされたことも指摘されているので(嶋本隆一「十村役と絵図の作成について」『越中立山大鷲崩れ―古絵図が語る安政の大災害―』、立山カルデラ砂防博物館、一九九八年三月、所収、嶋本隆一・飯田肇「『大鷲崩れ』に関わる災害絵図作製に関する一考察」『立山カルデラ砂防博物館研究紀要』第一号、二〇〇〇年三月)、加賀藩には複数のルートを通じて災害情報の収集がなされたことになる。

#### 六 翻刻について

「魚津御用言上留」の史料紹介にあたり、安政五年(一八五八)二月二十六日の安政大地震と常願寺川出水の記事を中心としながら、なるべく魚津表や魚津在住役などの加賀藩の対応がわかるようにした。もちろん紙幅の関係があるので、

本役加役	加役
1 御隣国筋沙汰之事、但慮実不及貧乏言上	1 御郡内火難之時、但一二軒之小火異義無之分不及言上、先五六軒以上目
2 富山表御沙汰之事言上	2 賊召捕吟味落着之上入墨申付出牢時一言上
3 大正持表同断 <small>(大藏寺)</small>	3 他国者召捕為指罪無之者御領国境退払候義言上
4 諸方 <small>の</small> 他国者罷越候義断有之時、出入上言上	4 罪科之者公事場江引渡候時一言上
5 御郡内之者共悪事取組、且又新規之纏上之品言上	5 変死人等之様子言上
6 水難・風難・変地等之品、時一委曲言上	6 他国者魚津へ召捕賊二而入墨刑之者公事場へ引渡可申事
7 他国之神社宝物等巡來開帳弘通之品、其様子言上	7 魚津二而焚申付候者之子共代牢願有之時分者、其趣委由日番年寄中江相違
8 地・他国難船之様子巨細言上、但浦方狢船破損之義、其無合之者助命之分不及言上、一人二而も異義有之時へ必言上	
9 在々百姓皆済等之様子并不作二而百姓共難送又者所々江集出候等之類取沙汰言上	
10 所々引越御郡奉行・町奉行等不捌、且行状等之様子見聞之次第言上、但此義言上	
11 出船奉行勤方之様子并出入言上	
12 所々村役人等好曲之族承合次第言上	
13 他国者数日留置候義へ勿論、二三日逗留も何等之用事二而罷越候申儀可相断寄、享保年中申渡置候処、心得違も有之、自他国者永久留置候族御座候跡、別而寺庵之義へ不苦事之様二心得居申狀相聞得、依之天明年中又相改申渡有之由之事	
14 作毛之熱不熱暨烟物等之様子	
15 浦方狢業之有無様子	
本役加役	本役加役

【付表】魚津在住役本役・加役一覽(加越能文庫「寛政六年本役加役魚津御用勤方心得書」124頁)

〔史料翻刻〕「魚津御用言上留」第一冊(抄)

凡例

翻刻にあたっては、なるべく史料の原形を伝えることにとめたが、次のような原則で翻刻した。

- 一、字体は旧字は新字に、俗字は正字に改めた。
- 一、変体仮名は平仮名になおした。但し「茂」「与」はそのままだにした。
- 一、合字の「夕」はそのまま使用した。

- 一、史料の原本に読点はないが、適宜読点をほどこした。
- 一、抹消は文字の左に抹消記号「、」をほどこし、文字の右に訂正後の文字を配した。抹消前の文字が判読できない場合は字数分を■とした。
- 一、虫損は字数が判断できる場合は□で、字数が判断できない場合は「」とした。

(表紙)

〔安政四年巳十月ヨリ (貼紙・朱筆)〕

安政五年午正月ヨリ

〔き〕

(貼紙・朱筆)

(朱筆) 『成瀬正居』 (印) 朱印・印文『猷』

〔秘〕 (印) 朱印・印文『金沢県立図書館蔵書』

魚津御用 (朱筆)

言上留 〔一〕

(印) 朱印・印文『加越能文庫記』

(朱筆)

〔魚居八〕

成瀬正居

前田氏在役中諸事心覚帳之内

- 一、相替候儀者尤不及申言上
- 但三四軒以上之火事、或ハ何と歟様子有之候へハ、小火二而も其品ニ寄言上
- 一、与力等御郡廻相仕、廻届之趣言上
- 但本役廻り・加役廻り共与力より申聞候趣言上、当時年中四度廻り、二度同心廻ル、此分ハ品ニ寄言上無之事も有之也

(朱筆) 『此時分与力本役廻り有之候与見ゆ、当時本役廻りハ同心迄四季廻り与力何れも言上也』

- 一、御奉書魚津表へ到来、次宿江送候趣言上
- (朱筆) 『此義ハ富田氏在役中初ル歟』
- 一、富山向之儀承合候儀言上
- 一、富山大正寺様御通行之節、前々之通相心得候旨御用部屋当所二而申上候、御用番へも達候

ヌ

- 一、出水義ハ風損等も言上
- 一、寺社開帳義ハ祭礼等相変候義有之候へハ必言上
- 一、近年御番頭御貸屋新二建候節及言上候与富田氏被申聞
- 一、入牢者・出牢者、公事場へ引渡者ハ当時二季言上
- 揚屋之分ハ不及言上、乍去公事場へ引渡候者ハ揚屋之分も言上、又入牢者二抱合候者揚屋之分ハ言上

御親翰御請調様

御親翰被成下、謹而奉拝戴候

何之

- 一、御筆物、御印封、御指札奉返上候
- 右御請上之申候、以上

両エト

当時定而言上之品、巳十二月十五日先役富田治部左衛門より承候品左之通

月日 何誰判

中折相懸包

御筆物 御封印 御指札

御請

何誰<sup>上</sup>

御状箱ノ下へ御請書入レ、其上へ御筆之物等三品ニ包入候而封印仕奉指上候事  
右巳九月富田氏より相伝

上書

言上方差略事被仰出ニ付、相伺置候別紙三通被返下候事

文政十三年寅九月八日

言上方簡易ニ仕御用弁專要ニ相心得、差略等之儀以来左之通可奉相心得候  
一、是迄禁牢并出牢之者時々奉言上候処、禁牢假令五十日或百日ニ而出牢可申付者其咎之様子ニ而禁牢言上之節

右之者五十日相満候ハ、出牢可申付旨、禁牢言上之節一集ニ前廉庶可奉言上候

付札

出牢者之義右之御付札之通年中兩度ニ調理言上仕候義奉畏候、左候時ハ此ケ条ニ相記候、禁牢申付候者時々言上、是迄之通奉心得、五十日或百日ニ而出牢可申付者与相記候趣ハ相省キ、禁牢之義迄臨時奉言上候事、前田才記

一、是迄禁牢・出牢之者時々申渡候砌、不日經奉言上候ニ付、言上方度々申候、以来者暫ク言上方相見合、大概人多ニおよひ申候節一集ニ可奉言上、左候へハ言上及度々不申義与奉存候、品ニ寄早速可奉言上儀ハ是迄之通奉相心得候付札

本文出牢者之義ハ、以来年中兩度ニ相しらへ言上之事

時々奉言上候、以来異変無之候者相省可申候哉

一、同心共弓・鉄砲中り附是迄月々中り調理各様迄御達申上候、以来弓・鉄砲稽古終り、弓ハ九月、鉄砲ハ七月迄稽古仕候ニ付、右相終り中り附一集ニ相調可指上候哉

右夫々言上之節其趣意調方義猶更以来誠精文意簡易ニ可奉相心得候、猶右ニ相洩候義ハ追々御達可申上儀茂可有御座候事

五月四日 前田才記

前田一郎

安政四年巳八月・九月秋廻与力阿閉小右衛門、同心横目原貞之丞、遠所留書林茂久丞、平藤江丈之助・伊藤秀之助・木村亀太郎、役附小者宗助・松次郎召連相廻見聞之趣、九月廿六日自分新川郡巡見として魚津表到着之節、小右衛門ハ一通、貞之丞ハ二通指出候ニ付、右見合引取言上、又自分巡見中見聞之義も一通ニ言上、左之通原貞之丞二通之内一通ハ熊之義ニ付此義ハ書取、御用部屋迄達置

魚津近在相替義無御座候

一、越中筋盜賊改方為御用魚津附与力阿閉小右衛門・同心横目原貞之丞等召連、巳八月十八日魚津表立仕、三御郡夫々相廻、同九月十七日罷帰申候ニ付、所々見聞之様子調理書右兩人より指出候紙面之趣左之通ニ御座候

一、砺波郡戸出村・城端町・福光町并近在共相替義無御座由、戸出・福光・福野布出来方、城端・井波諸出来方等承合候処、上方筋等引合方相応ニ宜躰ニ而何茂相勵罷在候躰ニ承候由

一、五ヶ山之様子承候処、相替義無御座、尤流刑人異変之義無御座由

一、今石動并近在共相替義無御座由

一、射水郡高岡町・水見町并近在共相替義無御座由

一、水見庄暨灘浦筋能州地異変之義無御座由

一、放生津・仕木村并近在共相替義無御座候、且又伏木湊口江他国等之船少々入込居候へ共相替義無御座由

一、新川郡東岩瀬・滑川・上市村・町新庄村并右村々近在共相替義無御座由

一、是迄品ニ御用番年寄衆へ相達候儀茂直々奉言上、或ハ御用部屋各様江迄御達申候義茂御座候、以来者御用番年寄衆へ迄相達候趣ハ誠精言上方又ハ各様江之御達方差略可仕哉、品ニ是迄之通各様へ茂御達申儀茂可有御座候付札

本文之趣、重而其品を分ケ可被申聞候

一、魚津附与力共等御郡廻り之儀茂其村々等異変之儀無之趣迄是迄奉言上候、以来数軒来作躰等善悪ニ拘り候義ハ格別、或ハ御境所御境目等御静謐之趣ニ而異変無之候ハ、言上書ニ相省可申候哉

付札

廻り方言上之儀、是迄之通可有言上候事

一、御郡方火災之儀、是迄及数軒候義者人馬等異変無之而茂奉言上候、以来数軒焼失仕候而茂人馬異変無之、格別軒数多ニ茂無之火災ハ言上方相省可申候哉付札

本文火災之儀、是迄之通可有言上候事

一、出水等右同様、若御田地等流失仕候義ハ尤是迄之通可奉言上候

一、公事場へ引送候程之咎人は迄御用番年寄衆へ茂相達候趣ニ付、以来言上方相省可申候哉

付札

本文是迄之通可有言上候事

一、寺庵等開帳或ハ子共躍り等仕候節是迄奉言上候、以来ハ異変無之義者相省可申候哉

付札

寺庵開帳等之義、言上方是迄之通可有言上候事

一、赦被仰出候節、是迄赦ニ難懸ケ者之義茂一集ニ各様迄御達申上候、以来ハ赦申渡候者迄御達可申上奉<sup>哉</sup>

付札

赦ニ難懸程之罪有之者之義ニ候得ハ猶更其委細可被申上事

一、御藏本辰巳久左衛門手代等出船御用罷越候趣魚津役屋敷江相届申候ニ付、

一、富山町・同御領内之様子承合候処、御家中半知被仰付候へ共、殊之外御静謐ニ而異変之義無御座、且又猪之谷御関所・飛州筋・同御境目相替義無御座候旨承候由、即小右衛門儀富山町罷通様子見聞仕候へ共、相替義無御座由

一、宮津村・三日市・舟見村并近在共相替義無御座由

一、小川・湯元・泊町・入膳・生地并近在共相替義無御座由

一、境御関所相替義無御座、且大平村并越後筋之様子も手筋を以承合候処、異変之儀も無御座躰ニ相聞え候由

一、三御郡共当年米出来宜敷由、且畑物ハ雜穀迄も出来方宜敷ニ付、自ら町在并人氣穩之躰ニ而御静謐ニ相見え候由

一、猟業之義ハ諸浦共夏以来兎角不猟之由ニ而小前之猟師共ハ迷惑罷在候躰之由ニ候へ共、米穀出来方宜敷故か、さのミ難洪ニも相見え不申由

一、所々御藏所相替義無御座、洩物荷等無御座様子ニ見聞仕候由

一、御郡奉行等都而遠所在勤之侍中暨御郡附等役人共勤向并風俗等之義<sup>趣</sup>不正之義相聞え不申由

一、夏以来火賊注進仕候者止宿所へ呼出、又ハ同心村廻先向寄次第相調理候へ共、手懸り無御座、依而所々陰聞・藤内共へ無油断承合候様夫々申渡置候由

一、相廻候内浪人虚無僧等猥ケ間敷義見聞不仕由、猶更廻先止宿之所々役人共并其才許之十村手代旅宿へ罷出候ニ付、火賊等諸事御縮方嚴重申渡置候由ニ御座候

一、折々手遊坏之軽キ悪事仕候者有之、相札候而所方役人等へ預置候者ハ御座候

一、私、新川郡為巡見巳九月廿四日金沢出立仕、今石動・東岩瀬・魚津、夫々愛本通り泊・境御関所巡見仕候而入膳又魚津へ立帰り、夫々上市罷通り候而、新庄・富山御城下罷通り候而、高岡ニ止宿仕、同十月三日罷帰申候ニ付、見聞之趣等左ニ奉申上候

一、先振之通東岩瀬よりハ魚津附与力齋藤森太郎并同心小頭・同横目等召連相廻り申候、魚津表ニ而ハ一日逗留仕、町方等巡見仕候、境御関所之義ハ川縁迄巡見仕候而浜手之方も巡見仕、新浜辺生地御台場辺且ハ滑川より魚津迄の海<sup>辺</sup>手杯も巡見仕候へ共、何方も相替り候義見聞ニ及不申、随分惣様穩成様見聞

仕候

一、米出来方之義ハ何方ニ而承り候而も前文申上候通随分宜様子ニ御座候、しかし昨年ニ競へ候而ハならし一步五厘斗之取劣り之由ニ御座候、左候へハ昨年ハ余程宜哉ニ被存申候、畠物等之義ハ前文申上候通宜由ニ而昨年とハ格別違も無御座由ニ御座候

一、魚津於町方九月十九日比ハ八九日斗、近村寄角力興行仕候而人寄も御座候由候へ共、何等も相替り候義も無御座様子ニ御座候

一、十月朔日新庄止宿仕罷在候処、夜九時過富山表出火ニ御座候、早速為承合候処、少シ焼失之由ニ御座候、猶更追而得与承合候様同心横目永田俊三ニ申付為承合候処、左之通ニ御座候

富山古寺町大工源右衛門貸家

御先手足輕

一、壹軒

火元 宮川佐兵衛

一、六軒類焼家

一、三軒潰家

猶更放火鉢紛敷儀も無御座哉承合候処、自火之鉢ニ而尤人馬異変之儀も無御座鉢ニ承合候由ニ申越候

一、翌二日ニハ即富山町罷通候へ共、何等替り候義も見聞ニ及不申、尤初而罷通候事故、慥ニハ難申上候へ共、随分静ニ見え申候、しかし近比町中少卜度々

焼け候由、家立も全建揃不申様子二而店なども只あらくと見え候様ニ奉存候

一、新庄ニ居住罷在候魚津御馬廻小川要人儀、今度御咎被仰付候ニ付、只今ハ魚津ニ慎罷在、右居屋敷之義ハ未其俣ニ仕有之、家内之者共も魚津へ引取有之由ニ而即要人若党一人・小者一人右邸番仕罷在候、於魚津表御番頭津田平兵衛へ私今度幸新庄罷通り候事故、右邸地見分致し候而も不指支哉之旨相尋候処、見候様ニと申聞候ニ付、即二日朝新庄出立仕候節、右邸圈内及有之内も見分仕候処、若党・小者火之番仕罷在申候而、何等替り候義も見聞ニ及不申候、依而委敷義ハ遮而不申上候

畏候

一、御筆之物御封印ニ御指札奉返上候

右御請上之申候、以上

丁巳

十月十三日 成瀬主税判

御親翰御請ニ候条御上可被下候、以上

巳

十月十三日 成瀬主税判

〔朱筆〕「表書之通今日到来則上之申候、以上」

御近習頭中様

御親翰御請指出候条御序を以御上可被下候、以上  
〔朱筆〕「十月廿七日 和田数馬判」

上

御請 成 御状箱上へ挟ミ候箱此通

巳

十月十三日 成瀬主税判

右十月十三日越後邸へ持参、以高橋善左衛門相達候、大切之品之旨以御達申述渡候事

御近習頭中様

十月十一日申使到着、横目共々指出候封物六通左之通

新川御郡内御本役方為御用山田友太郎同道仕、巳九月廿日魚津出立仕、辻ヶ堂村々富山御領境西番村詰太田組之内相廻、同廿二日罷帰申候、承合之趣左ニ奉申上候

一、当年作毛出来方之様子承合候処、去年上作ニ競候へハ壹割半或ハ二割斗出来劣候由ニ御座候へ共、左而已百姓中申立候筋も無御座、作鉢相応宜鉢ニ承合申候、且大豆・小豆出作方之儀も同様蒔込申鉢ニ承合申候

一、猪谷御番所・富山御領境・飛州御境目筋等指懸り相変儀承不申候、尤相廻候

右謹而奉言上候、以上

丁巳

九月八日 成瀬主税判

右卷目之上二十月八日成瀬主税与相調封し候而封目小形之印押、表ハ成瀬主税与下之方ニ相調、板挟ニ致し御近習頭中へ之紙面相添左之通

〔朱筆〕「表書之通今日到来則上之申候、以上」  
別紙言上之壹封差進候条御序を以御上可被下候、以上

〔朱筆〕「十月廿二日 和田数馬判」

巳

十月八日 成瀬主税判

御近習頭中様

又封し候而封目今度ハ常々用ひ候印押、上書御近習頭中様成瀬主税与相調、即八日朝越後邸へ持参、執筆高橋善左衛門へ相渡候処、畏り候与申聞

一、熊之義即右同日中事故山森権太郎迄達ス、委細日記ニ記置

一、八日即御次へ出候節御渡候旨ニ而魚津郡代と御張札有之、同御箱一ツ即御直封付也、且御親翰御状箱入一ツ山森権太郎被相渡、尤御状箱御直封ニ而上ニ御指札成瀬主税殿へ奉請取罷帰拜戴いたす所、御箱内ハ即御軍粧御帳面六冊、御親翰拜写左之通

かねく被定置候趣其方役儀之出立等別帳六冊相渡之置候条、能可存其旨候、右相渡候品物而役儀二伝へ、聊茂私之家ニ伝間敷候、此義堅く令制業候条、若存曲折於違犯輩ハ可為不忠罪者也

丁巳

九月廿三日 御印

成瀬主税殿

御親翰被成下、謹而奉拜戴候、御定置被遊候私御役儀之出立等六冊御渡置被遊候ニ付、被<sup>■</sup>仰出候趣奉畏候

右御渡置被遊候御品御役儀二伝へ聊も私之家ニ伝へ申間敷旨等被仰出候趣奉

先々紛敷者見当り不申、御郡方御静謐ニ御座候、猶更火盜等御縮方之儀村役人共へ夫々申談置候

右奉言上候、以上

丁巳

九月廿三日 永田俊三判

新川郡御本役方為御用鈴木勝次郎同道、巳九月廿日魚津発足仕、上条組柳寺村々常願寺川筋高野組岩崎寺村等々相廻、同廿三日罷帰申候、承合之趣左ニ奉申上候

一、相廻候村々指懸り相変儀無御座御静謐ニ御座候、当出作之様子承合候処、去年ハ少々相劣候鉢ニ承受申候、且大豆・小豆出作之様子承合候処、同様相応之作鉢ニ相聞之申候

一、流浪鉢紛敷者立入不申哉承合候処、右鉢之者も徘徊不仕候旨村々役人共申聞候、人氣穩之鉢ニ御座候、猶諸事御縮方之儀村々役人共江巖重申談置候  
右奉言上候、以上

巳

九月廿四日 荻野茂右衛門判

御本役為御用当廿四日稲川喜三之助同道、魚津発足仕、西加積組・中加積組之内本江谷・早月谷・黒川村詰相廻、同廿六日罷帰、所々見聞之趣左ニ奉申上候

一、当年作毛之様子承合候処、山懸暨平里向茂同様相応之作ニ御座候へ共、去年滿作之割合ニ競候へ者壹割半、中ニハ早月川用水作物坏ニ割余茂取劣り候由、併秋以来蒔込時節天氣廻ニ而米出来方宜、比日不残蒔居、垣根等之内江夫々仕抹方仕置申<sup>■</sup>ニ御座候、且又雜穀之類茂少々宛取不足仕候由ニ御座候へ共、昨年惣而升数余計取揚置候故ニ而も御座候哉、格別迷惑ニおよひ候儀も無御座、百姓中等人氣穩之鉢ニ相聞へ申候

一、麦・菜種蒔附方之様子承合候処、菜種之儀ハ当春不作之様子ニ而余程不足も

仕候哉、例年々ハ一円過分ニ蒔下シ候由ニ而、兩様共当時生立方宜躰ニ見聞申候  
 一、相廻候村々差掛り相変儀無御座、尤紛敷流浪者共見聞不申、御郡方御静謐ニ御座候、猶更御縮方之儀村役人等江嚴重申談置候■  
 右奉言上候、以上

九月廿七日 原貞之丞判

新川郡御本役方為御用林茂久丞同道、已九月廿四日魚津出足仕、市ノ江村ノ白岩倉筋等上市村詰迄下条組之内相廻、同廿七日罷帰、承合候趣左ニ奉申上候

一、当年立毛出作方之様子承合候処、其村柄ニ依り善悪之多少も御座候由ニ候得共、去年之出作ニ競候得ハ大数ニ割斗も作落仕候躰ニ御座候、且大豆・小豆出作方之儀も同様去年程ニハ無御座由ニ候へ共、先相応之作躰ニ而百姓中人氣穩ニ見聞仕候

一、相廻候内紛敷流浪者等見当り不申、御郡方御静謐ニ御座候、猶■又惣而御縮方之儀村役人共□嚴重申談置候  
 右奉趣上候、以上

九月廿八日 永田俊三判

新川郡御本役方為御用平同心葎村八百丞同道仕、已九月廿八日魚津発足、加積組ノ布施組角川谷・片貝谷・布施谷筋大布施組迄相廻、同月晦日罷帰申候、承合之趣左ニ奉申上候

一、相廻候村々指懸り相替儀無御座、御静謐ニ御座候、当年出作之様子承請候処、植付候後少々寒立等ニ相成候躰ニ御座候得共、其後天氣合宜御座候而実入之義無申分相応之作躰ニ相聞得申候、尤秋縮請判も八月上旬一統相詰候由、比日ハ晩稲迄も不残蒔入相仕舞候躰ニ御座候、且大豆・小豆等諸作物之

合二分、前月廿日より段々相廻候様子別紙六通之通申越候ニ付、其俣奉入御覽候  
 右謹而奉言上候、以上

丁巳

十月十三日 成瀬主税判

別紙

〔朱筆〕「表書之通今日到来則上之申候、以上」

御親翰御請并言上物共指進候条、御序を以御上可被下候、以上

〔朱筆〕「十月廿七日 和田数馬判」

十月十三日 成瀬主税判

御近習頭中様

右十月十三日越後邸へ持参、以高橋善左衛門相渡達候事

先又御親翰御請之義者御在国之時之通御状箱へ入御渡ニ付、丁度右御状箱入候程之木地状箱吟味いたし為拵、中折ニ而御状箱つ、ミ入候而御近習頭中へ別紙添木地状箱上書每度之通、御近習頭中様成瀬主税□相調封印付指出候  
 十月廿七日夜五時過、横目山本松太郎

廿六日付

封物町新庄より高岡毎日役へ指出候分相届致披露候処、富山御領百姓騒立候風評有之、密々様子承合候処、五六年前より年貢之外御増米百姓共へ被仰付置候処、其後当年歟不時五千石増被仰付、また其上ニ当年御増米收納可被仰付沙汰有之ニ付、百姓共迷惑ニ存し、右五千石之高城方願候旨十村寄合所へ村々肝煎七八人か罷出、十一日より十二日夕迄不罷帰ニ付、村々より右返事可承旨ニ而二百人斗百姓指向候ニ付、夫々被申諭漸退散致し候由、然所右願不被聞届旨御郡奉行ノ云渡有之候由、然処又候、十三日・十四日夜明神山又ハ城山へ及深更百姓共大勢より藁薪焚居候而右人数ハ不相知旨、其後何れ御減方付可「」取沙汰江戸表

義も同様之躰ニ而一統相悦人氣も穩成躰ニ承合申候、麦・菜種蒔込之義も大躰相仕舞候様子ニ御座候  
 一、相廻候内流浪躰紛敷者見聞不仕候、尚更諸事御縮方之義村々役人共へ嚴重申談置候  
 右奉言上候、以上

十月朔日 石川良之助判

御本役為御用已九月廿八日笹田平太郎同道、魚津発足仕、下布施組之内三日市村ノ境詰迄相廻、同十月朔日罷帰、所々見聞之趣左ニ奉申上候

一、当作之様子承合候処、別封四番調理ニ奉申上候通下筋も山懸り等村々ニ依り甲乙ハ御座候へ共、平均割半余も劣り候由、併直段之儀ハ右割合ノ余程高直ニ御座候へ共、秋以来之天氣相ニ而米出来方も宜候ニ付、小前之者等稼方も有之躰ニ御座候、尤比日御收納用意方何れ茂心掛罷在候由ニ而先無難之年柄ニ見聞仕候

一、畑物類之様子承合候処、大豆・小豆之儀ハ相応与乍申、是又去年ノ少々劣り候由ニ御座候へ共、格別申立候程之儀も無御座躰相聞得申候、且又麦・菜種も其以来余程蒔附候由ニ而生立方宜、何方も世話仕罷在候躰ニ見聞仕候

一、境御関所并御領境暨越後筋之様子手筋を以承合候処、相変儀無御座由、其外相廻候内往還筋等異変之品見聞不仕、御郡方御静謐ニ御座候、猶更御縮方之儀所■役人并手寄ニ罷在候御役先藤内共江嚴重申談置候

右奉言上候、以上

十月二日 原貞之丞判

右六通其俣入御覽候ニ付別紙言上物左之通

魚津近在相替義無御座候

一、本役方ニ而新川郡御縮方為見廻魚津附同心横目共一人同道仕、六手

へ申上り候与申義、其後静り居候由、就而ハ色々之取沙汰有之候へ共不慥、又御領分ニ而ハ相泥居はきと不申聞由

一、猪之谷・飛州御境目相替義無之旨

右ニ付早速言上可致所、江戸表出日は迄四九之所、近年三八ニ相成居候ニ付今便ハ不被致言上

十月廿九日

今日猶更越後邸へ出、高橋兵衛三逢、出日之義相尋候処、何も別ニ近比替り候義ニ而ハなく三八之日迄之義江戸へ申上り候事ニ相成、四九之日之義ハ不被申上事与相定り日付惣而三八之日付ニ而於御広四四時迄ニ会所へ御状相渡り候与申聞候故、左候ハ、只今ハ時刻限をくれ候故、今日ハ言上物等ハ不埒哉之旨申候処、いや四時与申而九時までニ御渡シニ相成候与申聞候ニ付早速帰宿いたし、右一件言上物相認又参出、高橋莊兵衛へ相渡候処請取候事  
 右刻限をくれ候故松太郎より之別紙々面其俣入御覽、留も不致候事

魚津近在相替義無御座候

一、新川郡為御用同心横目山本松太郎等相廻候処、於廻先富山御領百姓共少々騒立候風評承候ニ付、右様子承合申越候、文面行届不申候へ共、別紙其俣奉入御覽候、以上

右謹而奉言上候、以上

丁巳

十月廿八日 成瀬主税判

〔朱筆〕「表書之通今日到来則上之申候、以上」

別紙言上之一封差進候条、御序を以御上可被下候、以上

巳

十月廿八日 成瀬主税判

〔朱筆〕「十一月十四日 戸田五左衛門判」  
 御近習頭中様

魚津近在相替義無御座候  
一、新川郡為御用同心横目山本松太郎等相廻り罷在候内、同郡内山村焼失之旨役先藤内より魚津役屋敷へ及注進候故、同所附与力共々右調理方右松他郎廻先へ申渡候ニ付、即彼方へ指向承合申越候趣左之通ニ御座候

内山村頭振

一、壹軒 火元家 仁助

一、十三軒 類焼家

ノ十四軒

外ニ納屋蔵 一ツ

納屋 四ツ

右仁助并村役人共手前出火之様子相尋候処、当十五日夕取灰仕家腰ニ仕抹置候処、右灰ニ火氣御座候哉、翌十六日曉八時比藁垣<sup>ニ</sup>燃上候<sup>ニ付</sup>、村方ノ大勢馳集相防候へ共、折悪敷風強手ニ合不申、前件之通暫時ニ焼失仕候旨申聞候、且出火に付放火鉢等紛敷義無御座暨人馬等異変之儀も無之段申聞候旨ニ御座候

右謹而奉言上候、以上

丁巳

十一月三日 成瀬主税判

(朱筆)「表書之通今日到来則上之申候、以上」

別紙言上之一封指出候条、御序を以御上可被下候、以上

巳

十一月三日 成瀬主税判

(朱筆)「十一月十四日戸田五左衛門判」

御近習頭九手頭中様

右同日持参、御用番方執筆高橋莊兵衛を以達

但藤内より達候小紙之留日記ニ有

当九日曉富山御領婦負郡高田村御扶持人十村四郎兵衛方へ何等之趣意ニ候哉聞得兼候得共、百姓共六十人斗入込、戸障子等打毀候躰、且此余ニも右躰騒々敷儀区風聞仕候趣、御役先町新庄村藤内瀬平及注進候ニ付、与力中江御達御達申候<sup>マカ</sup>、則聞合方被申談候ニ付、藤江丈之助・笹田平太郎同道、当十三日魚津発足仕、其以来新川郡町新庄村辺等相廻、富山御領内騒々敷儀等手筋を以密々承合候趣左ニ奉申上候

一、当九日曉丑之刻比、富山御領婦負郡字小坂谷与申辺之村々古沢村・栃谷村・杉谷村・境野新村・平岡村・北押川村・友坂村・椎木村・山本村・土代村此外ニも友近在之者之躰ニ而百姓共一致仕、百人余人々藁明松ヲ携、声ヲ上、中ニハ竹之筒吹鳴シ歩行候躰、右村々組才許笹倉村・平十村浅野佐兵衛儀常々万端願方等世話も不仕由ニ候<sup>マカ</sup>、悪敷被申立候躰ニ而同人方江右徒党之者共可罷越支度之<sup>マカ</sup>、同村領井田川渡場江相向渡具候様人々申居候得共、人多之事ニ而騒々敷躰ニ付、渡守共舟難指出旨申入候<sup>マカ</sup>、前使高田村御扶持人十村四郎兵衛事惣年寄江尻庄助与申由同人方江無抛罷越、門際之垣ヲ破り内ノ門之戸并右大勢之者共入込宅江<sup>マカ</sup>三十人斗も押込候ニ付、庄助等家内不残逃去候跡ニ而戸障子等十二、三本斗打毀暨柱ニ、三本斗半伐ニいたし狼藉ニおよひ候上、最早明方ニも相成候ニ付、立退候躰右騒立候趣意柄手筋を以夫々承合候<sup>マカ</sup>、嘉永四亥之年ノ御定免御收納米之外ニ人割・株附割・下割与相唱三口都合五千石斗増上納米被仰付候由、尤其年振ニ依り増減も有之候へ共、大躰年々五千石内外増御割上納之由、然ル<sup>マカ</sup>今年作躰不宜旨申立、当年一作右<sup>マカ</sup>上納米御用捨之儀先達而相願候<sup>マカ</sup>、右五千石程之内三千三百石斗御減シ残千六百六十石斗上納被仰付候由ニ而御郡方一統御請申上候躰ニ候<sup>マカ</sup>、御扶持人十村共等詮儀之上式千九百石余割符仕候由、左スレハ千三百石余過ニ相成候へ共、此分ハ天保年中凶作之砌二万五千石御用捨米相願候<sup>マカ</sup>、御聞届ニ御座候へ共、右ニ而者下々江行届不申二付十村共手前ニおゐて借米いたし小前之者共相償置、且又右増上納米之節も下々へ全ク割符不致、是又十村共等借米いたし置候分も有之由ニ付、此度被仰渡候<sup>マカ</sup>千三百石余計割符仕候

富山一件之義其俣入御覽、留も出来不申候ニ付、松太郎へ当六日ニ申遣候<sup>マカ</sup>、今日申越候ニ付、左ニ留置、松太郎へ之委細ハ日記ニ留置

新川郡為御用米原源五右衛門・曾田甚大夫同道、当十三日魚津発足仕所々相廻候内、富山御領之様子承合候<sup>マカ</sup>、同所覚中町・十村共寄所江百姓共数多願之趣有之候旨ニ而相詰候躰風評御座候ニ付密々承合候趣左ニ奉申上候

一、御郡方村々江五六年前比<sup>マカ</sup>御收納米之外ニ御増米并百姓分限を御見込御座候間、二口ニ而五千石斗上納仕来候<sup>マカ</sup>、右之外ニ当年又候上納米可被仰付躰風評御座候由、百姓共聞請候躰ニ而此上上納米杯被仰渡候而ハ一統盲方六ヶ敷存込候躰ニ而、当十日比富山覚中町ニ御座候十村共寄所江村々役人共々前件五千石斗之内御減被下候様願方ニ罷出、翌十二日夕迄婦村不仕候ニ付、村々小前之者共村役人願ニ出候便を承ニ參候旨ニ而、同日夕七ツ時比<sup>マカ</sup>追々百姓共二百人斗も右十村共寄所前江相進出候躰、且其後願之趣難聞届旨御郡奉行中詮儀之由ニ而被申渡候之躰ニ候<sup>マカ</sup>、百姓共及迷惑相歎、当十三日・十四日両夜及深更候上富山近在明神山并城山与申処ニ而柴藁を焚大勢集候躰ニ候得共、人数之義者聞得兼申候、然<sup>マカ</sup>当十六日前件指出候願書之趣御詮儀御座候旨ニ而、御郡奉行中ノ御達方ニ相成候躰畢竟御減御座候哉ニ風評仕申候

一、右ニ付富山御領内人氣之様子承合候<sup>マカ</sup>、御郡方ノ指出候願之内御減御座候躰ニ付、人氣騒々敷義者見聞不仕候、且右一件入念承合候得共、中二者区々風評も有之聞繕兼候所も御座候而奉恐入候

一、猪谷筋・飛州御境目等指当相替義承不申候

右奉言上候、以上

巳

十月廿六日 山本松太郎判

富山表百姓共騒々敷義有之候ニ付聞合、町新庄藤内より小紙役屋敷へ十一月十二日指越候ニ付、原貞之丞等即日日出役聞合候趣申越候紙左之通

由ニ御座候<sup>マカ</sup>、此分当年ハ何れ難差出被仰渡候通右千六百石余之分上納ニいたし貫度下心之由ニ而右様騒立候躰ニ専風評仕候

一、右一件疑を以古沢村宗兵衛・同村又兵衛・杉谷村権兵衛、当十一日御郡附江被召捕候躰、且又同十七日右両村之者名前ハ相知兼候へ共、四人被召捕候由ニ而、右宗兵衛等何れ茂いまた詮儀方無御座躰暨十村庄助・佐兵衛儀ハ一件ニ付才許方不行届趣ニ而押込被申渡候躰ニ承受申候

一、当十日夜九ツ時比、同御領八ツ尾山下三田村与申所江八ツ尾辺村々之百姓共百人斗相集、藁柴等燃、声を上、是又竹之筒吹鳴シ居候躰

一、同十二日夜四ツ半時比<sup>マカ</sup>右八ツ尾山下奥田新田与申所江右百姓共ニ候哉、人数ハ聡与相聞得兼候へ共、同様大勢相集居候躰、右躰騒々敷趣<sup>マカ</sup>是又入念承合候<sup>マカ</sup>、近年於八ツ尾駅ニ紙会所被立置候<sup>マカ</sup>、紙渡世小前之百姓共何歎指支之儀も御座候哉、追々難渋ニおよひ必至与渡世方六ヶ敷相成候由ニ而右会所御指止ニ相成候ハ、融通方等都合宜旨申触レ候躰ニ粗承受申候

一、富山様御逼迫ニ付、今度御仕法方之儀御詮儀之上、当十五日御家中初御国<sup>マカ</sup>一統江宜存寄之趣も有之候ハ、銘銘封物を以大横目石黒采女殿・佐々木弥織殿江当廿五日迄ニ可相達旨被仰出候躰承受候ニ付、別紙御書立手筋を以密々写取候故奉指上候、右今般被仰出候、御書立之義ニ而ハ畢竟何ニ歎御借上ニ而も可被為在御座哉ニ茂風説仕申候

一、前ヶ条之義ニ付、御領内人氣之様子承合候<sup>マカ</sup>、御郡方も右七人<sup>マカ</sup>之者共被召捕候故ニ而茂御座候哉、其以来騒々敷儀も見聞不仕相鎮リ居候躰ニ御座候、将又富山町方之儀ハ当十日以来夜分浄瑠璃人形芝居興行仕居候由ニ而人氣穩之躰ニ相聞得申候

一、御領境猪谷筋暨飛州御境目等指懸り相変品承不申候  
右奉言上候、以上

巳

十一月廿日 原貞之丞判

卷目之上

御書立写

先達而以来以御直書等追々被仰出候通御次第二付而ハ御様子柄茂被為在候間、御政事方并御勝手方之儀二付、仮令忌諱ニ触候之儀たり共、銘々存寄之儀無腹臆書記、来ル廿五日迄以封書大横目江直々可被指出候、右之通被仰出候条可得其意、町々之者共存寄次第無遠慮可為書出候事

十一月 巳

別紙被仰出候付而ハ是迄御直書右様之儀茂度々有之候へ共、此度之儀ハ深ク御趣意も有之候二付、別格ニ相心得、是非共銘々智恵之限書出可申候、若存寄之儀有之不書出面々ハ急度思召茂被為在候間、熟与奉観味、就中万一二簡難相立向ハ無是非次第故其由頭支配江相断候様可被致候事

一、書取之儀国字・漢文等勝手次第、万一無筆之者共口達ニ而も不苦、尤於然るハ御用番筋へ可被申聞候事

十一月 巳

魚津近在相替儀無御座候

一、富山御領百姓共騒々敷儀有之候様子、当月十二日魚津役屋敷江聞得申候二付、同心横目原貞之丞等為聞合、出役為仕候処、即於出役先聞合候趣申越候、文筆等行届不申、且聞合方之義も風評区之義を幾手ニも承合候事故趣意等之義慥ニ相違無御座共、難申上候へ共大綱之処、照シ合セ承受候俟在成調申候義ニ而奉恐入候へ共、別紙ニ通共其俣奉■御覽候■

十一月廿三日 成瀬主税判

別紙言上之一封指進候条、御序を以御上可被下候、以上

〔朱筆〕「十二月三日 有沢沢右衛門判」

一、御郡内諸奉行入并十村共等勤向善悪之様子承合候処、相変儀聞得不申候  
一、先々相廻候内紛敷流浪者等見当り不申候、猶又御縮方之儀向寄ニ罷在候陰聞・藤内共呼出、賊等承調理方之儀急度申渡候、尤御縮方之儀前々之通十村手代并村役人等へ嚴重申渡置候

十二月三日 成瀬主税判

別紙言上之一封指進候条、御序を以御上可被下候、以上

〔朱筆〕「十二月十七日 藤島喜太郎判」

十二月三日 成瀬主税判

江戸表御近習頭中へ之二封可致持参処、外御用多二付、為持指出候条、今般御指出之様被達候様致度候、以上

十二月四日

右状箱へ入上書も前文同断ニ而封印付越後邸へ為持出候処、執筆請取候与申来候二付、誰某請取候哉之者又尋ニ遣候処、早川清次郎請取候旨申来候事

江州彦根袋町金三郎娘とも与申者、射水郡下村吉藏与申者と参州岡崎ニ而名染合候而十ヶ年以前下村へ連立参り罷在候処、当四月右吉藏儀病死仕申候、然処本家吉右衛門与申者御高歩帳等盗取、右とも可追出躰ニ而同人及飢節候旨等、当十一月十四日魚津役屋敷江仮字書訴状相携訴出申候、先年右似寄之義有之候二付、於役屋敷訴状取上、右女ハ指留置候而吉右衛門等抱り合之者共ハ同心共指向

■巳

十一月廿三日 成瀬主税判

右十一月廿四日越後邸へ持参、執筆頼野兵次郎を以達ス

十月 <sup>(マ)</sup> 日冬廻与力・同心より調理書指越候二付左之通言上

魚津近在相替義無御座候

一、越中筋盜賊改方為御用魚津附与力荒尾儀左衛門・同心横目荻野茂右衛門等召連、巳十月廿四日魚津罷立、三御郡夫々相廻候而、同十一月廿四日罷帰申候二付、所々見聞之様子調理書右兩人より指出候紙面之趣左之通ニ御座候  
一、砺波郡相廻候へ共、相変儀聞得不申候  
一、井波・城端絹出来方、福光布出来方等之様子承合候処、相応ニ出来申候、乍去上方へ為登候処、金相場高直ニ而深ク潤色ニ相成不申躰ニ御座候  
一、五ヶ山主付十村手代呼出、五ヶ山筋之様子相尋候処、流刑人等相変儀無御座之旨申聞候

一、射水郡相廻候得共、相変儀聞得不申候  
一、氷見町ニ而能州御境目等之様子承合候へ共、相変儀聞得不申候  
一、伏木村ニ而船手之様子承合候へ共、相変儀聞得不申候  
一、新川郡相廻候へ共、相変儀聞得不申候  
一、太田組暨嶋組才許・十村手代呼出、富山御領境并猪谷御番所・飛州御境目等之様子承合候へ共、相変儀聞得不申候  
一、三御郡共当作之様子相尋候処、昨年々劣り申躰ニ御座候、且又山入畑作之義も同様之躰ニ御座候

一、御藏御收納方之様子承合候処、此比三御郡共七、八部斗も御收納仕候躰ニ承申候、右二付故障之義も無御座候由ニ而追々皆済ニ相成候躰ニ承受申候  
一、諸浦猟業之様子承合候処、当秋以来何方も不猟之躰ニ御座候へ共、近比ニ至り小々宛小魚取揚、小前之者共取續居候躰ニ御座候

仕抹方申付候、然処右とも一件抱り合之者之内於射水御郡所仕抹申付置候者有之候由ニ而、右とも引渡候様御郡所より申越候へ共、訴状之表吉右衛門等不届相頭候上ハ、魚津於役屋敷取揃候儀与奉存候、猶更如何相心得可申哉、当三日御用番前田土佐守へ指図受申度段相達申候処、一往於役屋敷取揃候様昨七日指図御座候故、右指図通り役屋敷ニ而相糺候様夫々魚津表へ申遣申候、此段御序を以被仰上置可被下候、以上

十二月八日 成瀬主税判

岡嶋左膳様  
大村肴次郎様  
加藤三郎左衛門様  
山森権大郎様  
右御次へ持参、山森へ相達、右一件委細ハ付相物留及表向帳ニ委細留、表向御用番へ達候儀故以御用部屋申上候事

松平筑前守殿 松平伊賀守

此状箱、從江戸至加州金沢松平筑前守所江相届候返札可来候間、於江戸月番之老中江急度可持参者也

十一月廿九日 伊賀守御筆

右宿中

御奉書十一月廿九日江戸御出今卯中刻三日市駅へ御到来に付、即刻滑川駅ニ而奉送申候間御案内申上候、以上

十二月四日 肝煎宗右衛門

松平伊賀守様 松平筑前守

同 久兵衛  
同 吉右衛門  
同 久十郎

御奉書御返礼今五日亥ノ中刻滑川駅ヨ御到来ニ付、即刻三日市駅江奉送申候間、御案内申上候、以上

巳

十二月五日 肝煎宗右衛門  
同 久兵衛当病  
同 吉右衛門当病  
同 久十郎

右少紙五通十二月九日与力共ヨ到来

射水筋江出役方与力中申談候ニ付、当月四日黒田良右衛門・木村猪太郎同道発足仕、途中ニおゐて富山表相変儀も無御座哉承合候処、御家中之内浅野長雄殿等御答方被為仰付候躰承受候ニ付、則彼筋江出役仕承合候処、別紙之通被仰出候躰ニ風評承受申候、尤風聞之儀ニ付不都合之儀も可有御座与奉存候得共、当時風評有之俣承合候趣奉申上候、且右之外ニも追々御咎人等可有御座哉ニ取沙汰仕候へ共、不分明之義ニ付不奉申上候、尤私儀是より射水筋江相廻様儀ニ御座候ニ付、猶又跡々聞合方之儀御役先藤内町新庄村瀬平等江申談置候

一、指懸り富山御家中等御領内并飛州御境目等相変儀承不申候  
右奉言上候、以上

巳

十二月九日 永田俊三判

浅野長雄

奥村奎左衛門

右御勝手方在勤中不筋之取斗俣有之、其上私曲ニ抱り候致方共御政事ニ相障り、上ヲ蔑ニ致候段、重々不屈至極御意外之至り思召候、依之急度被仰付方も有之候へ共、格別之御憐愍を以高知組隠居禁足可罷在旨被仰出候躰

巳

十一月廿五日

蟹江監物

右御家老職御免、組頭次列ニ被仰付候躰

巳

十一月廿五日

右ニ付左之通言上

魚津表<sup>近</sup>在相変儀無御座候

一、御奉書当月■四日卯中刻三日市より魚津へ到来仕候ニ付、即刻滑川駅へ無異儀相送候旨魚津町肝煎共ヨ及案内候旨魚津附与力共ヨ申越候  
一、同御返札当月五日亥之中刻滑川駅ヨ到来仕候ニ付、即刻三日市駅江相送候旨魚津及案内候旨申越候

一、同心横目永田俊三等当月四日魚津出立仕、射水筋へ為御用出役仕候ニ付、於途中富山表相替儀も無御座哉承合候処、御家中之内浅野長雄等御答方被仰付候躰承受候ニ付、即富山筋へ指向承合候旨ニ而別紙指越申候<sup>町村庄村ヨ</sup>故<sup>調方</sup>文章等甚見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覧候、尤風聞之儀ニ付不都合之儀も有御座間敷共難申上候へ共、当時風評之俣<sup>承度</sup>調候旨有之俣承受候趣之段も申越候  
一、指懸り富山御家中外相替儀も承受不申、飛州御境目筋等も相変儀も承受不申旨申越候  
右謹而奉言上候、以上

丁巳

右御趣意柄も有之、強而再勤被仰付候得者別而心得方可有之処、勤向不都合之次第有之、御勝手方ニ付而も不容易私欲之儀此節相頭、且其上近傍とも種々相繕之儀有之、以之外難相済沙汰之限り思召候、依之役儀被指除、高知組隠居急度慎可罷在候、且本知千石之内百五十石減知被仰付旨被仰出候躰

巳

十一月廿五日

浅野直太郎

右父長雄不輕過失有之、役儀被指除、高知組隠居御咎被仰付、不容易儀ニ付、御知行之内百五十石減知被仰付旨被仰出候躰

巳

十一月廿五日

小塚将監

右亡父掃部儀重キ御役儀被仰付置候処、身分令忘却任我意於御勝手方不筋之取斗俣有之、其上私欲ニ抱り種々不埒之致方共御政事ニ相障り、上ヲ蔑ニ致候段、重々不屈至極御意外之至ニ思召候、在命ニ候得者嚴重被仰付方も有之候へ共、格別之御用捨を以御知行之内五拾石減知、高知組被仰付旨被仰出候躰

巳

十一月廿五日

奥村伊織

右父奎左衛門御勝手方在勤中私曲ニ抱り不輕<sup>過</sup>失有之候ニ付、是非減知も可被仰付等ニ候へ共、家柄之儀深ク御憐愍を以其儀者御用捨、頭役被指除、高知組遠慮被仰付旨被仰出候躰

巳

十一月廿五日

十二月十三日 成瀬主税判

(朱筆)「表書之通今日到来則上之申候、以上」

別紙言上之一封指進候条、御序を以御上可被下候、以上

(朱筆)「十二月廿四日 戸田五右衛門判」

巳

十二月十三日 成瀬主税判

御近習頭中様

甚七焼死之義十三日夜今井采吉より封物指越候ニ付、改而○之処江左之通書込越後邸へ持参、昨日達置候言上物執筆ニ逢取戻、右書込候分と取かへ又相認相達ス

一、新川郡野口新村甚七家前月中旬比出火焼失暨同人儀焼死仕候旨相聞居候ニ付、同心小頭今井采吉等比日彼筋相廻候ニ付、村役人等手前火元之様子承合候処、前月十八日夜八ツ時比右甚七家出火ニ付、村方ヨ大勢馳付火防方ニ取懸り候得共、火勢強ク御座候而手ニ合不申、暫時ニ梁間九尺斗行間二間斗之家致焼失候旨、且又同人義ハ独身もの、其上近年病身ニ而歩行方相叶不申ものニ付逃出候途も無御座躰ニ而致焼死居候ニ付、夫々及断候処、同廿日才許十村新堀村兵三郎・山廻役石割村弥左衛門死骸見届方ニ罷越候旨申聞候、右ニ付放火躰等紛敷義も無御座哉承合候得共、自火ニ相違無御座躰ニ相聞得候旨申越候

魚津近在相替義無御座候

一、新川郡六郎丸村百姓岩次郎家前月晦日致出火候旨相聞得申候ニ付、当月十五日右調理方として同心横目石川良之助等出役仕、彼方へ指向、右岩次郎并村役人手前<sup>承</sup>受候処、前月晦日朝岩次郎儀取灰仕場ニ指置候由、然ル処同日昼九ツ時比右灰分ヨ出火仕、辺りニ御座候糞等江移り天番へ燃上り候由、右岩次郎家内之者見出候躰ニ而即刻取防候由ニ而候へ共、屋根不殘暫時ニ焼失仕候上、鎮火ニおよび柱等天窓下之品々ハ過半相殘候旨も放火躰疑敷

儀暨人異変も無御座旨申聞候段申越候  
右謹而奉言上候、以上

丁巳 十二月廿三日 成瀬主税判

(朱筆)「表書之通今日到来則差上申候、以上」

別紙言上之忝封指進候条、御序を以御上可被下候、以上  
(朱筆)「正月三日 有沢沢右衛門判」

巳

十二月廿三日 成瀬主税判

御近習頭中様

右以瓜生孝左衛門達ス

魚津近在相替義無御座候

一、魚津御馬廻小川采女・馬場左源太手先足輕沢田四郎左衛門儀勤向心得方不宜

躰二而、当十二月廿三日金沢表へ引越方申渡有之候躰二御座候旨同心横目共

分申越候

右謹而奉言上候、以上

丁巳

十二月廿八日 成瀬主税判

(朱筆)「表書之通今日到来則上之申候、以上」

別紙言上之一封指届候条、御序を以御上可被下候、以上

巳

十二月廿八日 成瀬主税判

(朱筆)「正月八日 戸田五左衛門判」

御近習頭中様

右廿九日歳末登城之節持参、執筆以秋山寛次郎相達ス

安政五年午正月ヨリ

魚津近在相替義無御座候

一、新川郡三日市村源四郎家等当月二日焼失仕候旨相聞得申候二付、翌三日同心  
横目田中儀六郎等出役仕候方として

一、忝軒 火元家 源四郎

一、三軒 類焼家 同村太兵衛等

一、一軒 潰家

四軒

右之通焼失等仕、尤火元源四郎手前出火之様子相尋候処、当朔日取灰仕背戸口下  
屋二指置候処、火氣御座候哉、二日晝七時比藁垣等二燃移り候二付、村方分大勢  
駆付相防候へ共、手二合不申焼失仕候旨申聞候、猶又村役人手前放火躰等紛敷儀  
無御座哉之旨相尋候処、源四郎申聞通自火二相違無之、人馬異変も無御座旨申  
聞候段申越候

戊午

正月十三日 成瀬主税判

(朱筆)「表書之通今日到来則上之申候、以上」

別紙言上之忝封指届候条、御序を以御上可被下候、以上

午

(朱筆)「正月廿七日 和田数馬判」

正月十三日 成瀬主税判

御近習頭中様

右執筆迄紙面添越後屋敷へ為持出入、請取可達旨自分紙面端二調来ル

魚津近在相替義無御座候

一、魚津町三ヶ屋作兵衛儀小前之者共へ救方仕度段先達而同所町奉行へ願出候  
処、聞届候由二而、当月十七日右作兵衛方へ極難渋者三百三十人斗罷越二人

へ錢三百銅と大根十四、五本斗宛指遣候躰二御座候旨同心横目共より申越候

一、忝軒 火元家 砺波郡福野村百姓間兵衛

別紙言上之一封指届候条御序を以御上可被下候、以上

午

二月八日 成瀬主税判

(朱筆)「二月十八日 戸田五左衛門判」

御近習頭中様

右九日持参、以松島栄太郎達ス

魚津近在相替義無御座候

一、忝軒 火元家 射水郡六渡寺村与十郎

一、七十三軒 類焼家

外二納屋二ツ

右二月九日夜焼失仕候、右比射水郡為廻方同心横目石川良之助等出役仕罷

在候二付、即彼方へ指向、火元与十郎等手前承調理候処、九日朝与十郎義取

灰仕下屋二指置候処、火氣御座候哉、同夜九時比■右下屋分出火仕、辺り二

有之候藁等へ移り、暫時二燃上り色々防方も仕候躰二候へ共、右之類焼二相

成、十日晝七時比及鎮火候旨、右火災二付人馬異変之儀も無御座村役人等申

聞候、猶外手筋を以聞繕候へ共、日毎放火躰紛敷義も相聞得不申候旨等も申

越候

右謹而奉言上候、以上

戊午

二月十三日 成瀬主税判

(朱筆)「表書之通今日到来則差上申候、以上」

別紙言上之忝封指届候条、御序を以御上可被下候、以上

午

二月十三日 成瀬主税判

(朱筆)「二月廿日 和田数馬判」

御近習頭中様

一、忝軒 類焼家

持家借家同村百姓彦四郎

右正月廿三日焼失仕候、右比為砺波郡廻方同心横目山本松太郎等出役仕罷在  
候二付、同日彼方へ指向、右彦四郎手前出火之様子承調理候処、廿三日卯之  
刻比取灰仕背戸口二仕抹仕置候処、火氣御座候哉、同日巳之中刻比及出火候  
処垣二燃上り候処、近辺等分大勢駆付防方仕候得共、手二合不申焼失仕候旨申聞  
候、且出火二付放火躰等紛敷義も無之、人馬異変之儀も無御座段村役人共等申聞  
候旨申越候

右謹而奉言上候、以上

戊午

二月三日 成瀬主税判

(朱筆)「表書之通今日到来則上之申候、以上」

別紙言上之忝封指届候条御序を以御上可被下候、以上

午

二月三日 成瀬主税判

(朱筆)「二月十三日 和田数馬判」

御近習頭中様

右風邪二付為指届候処、執筆より達候旨端書返事来

魚津近在相替義無御座候

一、魚津町続住吉村領二当朔日朝乞喰躰之男相果居罷在候二付、右為見届村方肝

煎共罷出翌二日二罷出、右死骸見調理候処、無宿者之躰二而右住吉村領二埋

置候躰二承合候旨同心横目共より申越候

右謹而奉言上候、以上

戊午

二月八日 成瀬主税判

(朱筆)「表書之通今日到来則差上申候、以上」

右風邪二付十四日越後屋敷へ為持出し候処、相違候旨執筆より■端書返事来ル

魚津近在相替義無御座候

一、新川郡棚ヶ原村一向宗勝福寺前月廿三日出火仕候旨村役人より注進仕候二付、同心横目原貞之丞等彼方へ指向、村役人手前相尋候処、右勝福寺昼後囲炉裏之灰を取、勝手口場ニ指置候処、折節南風強く吹散シ火氣有之候哉、場之垣ニ火移り候由ニ候へ共、寺中何れ茂寝入候<sup>居</sup>処、火事与呼び候故、大勢駈付候へ共、手ニ合不申、開山之絵像一幅持出候迄ニ而家財不残焼失仕候旨ニ候、右出火ニ付人馬異変之義も無御座、放火躰紛敷儀も聞得不申、自火之躰ニ御座候旨申越候

一、旧臘以来米穀高直ニ相成、小前之者共及難渋候様子ニ而、去十二月晦日夜五時過比新川郡入膳村極難渋者十、七八軒斗江何者ニ御座候哉名前不相名乗、百文錢四、五枚宛指込為取候者有之候躰、且又当正月廿日比夜中渋<sup>難</sup>人之内八、九軒へ玄米三升斗宛前後同様為取候躰ニ付名前承合候へ共相聞得不兼申候

一、同月同月与調越申候、正月之義かき奉存候廿三日同村組合頭与三九郎与申者金子十兩同村難渋者へ為取度旨ニ而村役人共江指出候処、役人共切除儀候上難渋者二百軒斗へ白米壹升ニ付五、六銅宛直安ニ仕、当五、六月比迄売米之引立ニ可致図リニ而比日詮儀申、右役人共手前預り置候躰ニ御座候

此一條私了見ニ少ト分りかたく奉存候へ共、貞之丞之丞ノ調紙之通相調奉入御覽候

一、同廿六日同村組合頭酒屋与兵次右難渋人江正米十石為取度旨ニ而村役人共へ及示談候処、是又役人共ノ切詮儀之上、右二百軒斗之者へ三升五升宛其節配当仕候処、何れも相悦罷在候躰ニ御座候

一、去十二月廿七日新川郡上市村身元相応之者共示談之上玄米五石五升、且又村役人共之同二石都合六石五升少々宛相集、同村極難渋人百十一軒江二升より一斗迄見斗を以配当仕候躰ニ御座候

右之趣其夫々承受候旨同心横目原貞之丞より申越候

御近——様

右風邪二付為持出ス、執筆請取

魚津近在等当月廿六日以後相替義無御座躰ニ御座候

一、当月廿六日曉八時前、地震御座候間、魚津役屋敷北之方土堀五間斗より潰し申候

一、同所古城跡ニ有之候御武器土蔵二ツ之内西之方御土蔵根駄石ゆるき引込、透目出来、且壁も数ヶ所相損申候、因而右御土蔵へ入居候御武器之義者東之方御土蔵へ移シテ替置申候

一、御武器之義ハ二階裏に懸置候朝七甫ゆるき落、六甫御用立不申程ニ損候由ニ御座候

一、魚津町大工伝次郎与申者家前通半分斗より潰レ申候、外少々宛之損所御座候由ニ候へ者人馬異変之儀ハ無御座様子ニ御座候

一、滑川駅御蔵之内二戸前破レ御米崩出候躰御座候

一、同所給人蔵之内武津屋和七郎并宮木屋源右衛門分二戸前宛、右同断之由ニ御座候

一、同所硫黄御蔵二戸前余程相損候様子ニ御座候

一、同所水揚屋喜右衛門等家八軒相潰レ、右之外ニも家等少々宛相損候分數軒有之候躰ニ御座候へ共、人馬異変之義ハ承受不申候由ニ御座候

一、高月村辺往還半町斗之内少々宛地割レ馬往来仕兼候由ニ御座候

一、右躰ニ付三御郡へ月並廻兼帯を同心小頭等急発之申渡候由ニ御座候

右之趣即日魚津附与力共より申越候趣ニ御座候、猶委細之義追々申越次第可奉言上候

一、遠方之義甚六ヶ敷義ニ御座候へ共、右申越候趣を以相考候へハ魚津表之義ハ金沢表与大抵同様ニも可有御座候哉、滑川表之義ハ少ト強き方歟と奉被存候義ニ御座候

一、富山表之義ハ未何等も不申越候ニ付、相知れ不申候へ共、余程強き震ニ而御城石垣杯も崩れ候<sup>折々</sup>杯於金沢表風評仕候、何れ相変候義ニ御座候故、富山御領

一、右貞之丞義於出役先富山表之様子承合候趣、別紙三通指越申候、文筆等行届不申甚見苦奉存候<sup>恐</sup>へ共其俣奉入御覽候

右之分下筋境御聞所等并猪谷筋富山御領境等右之外相替義承受不申旨申越候右謹而奉言上候、以上

戊午

二月十八日 成——判

(以下十二行全文抹消)

貞之丞より指越候富山表承合一輯三通左之通本紙八前文之通上ル

新川郡町新庄村辺相廻、富山表等之様子承合候処、当七日同所并御郡方身元宜者数十人御呼出御借上金被仰付候躰、且又御家中之内御咎人茂多ク有之候躰相聞得候ニ付、手筋を以密々承合候趣委細左ニ奉申上候、以上

一、富山様御借財相嵩御逼迫之躰ニ而、当七日御家中并町方等分限を御見斗数十人御呼出シ、御家中初足軽分ニ至迄御序ニおゐて御家老中等別座之上別紙覺書之人々御目錄ヲ

同 森井平右衛門

先役御手船方塩方下役在勤中心得違ニ付指控

右之通当七日被仰渡候旨

午

二月

戊午

右三通二集二緘、上ニ二月十八日成——富山表様子承合候一件与書付上ル

(朱筆)「表書之通今日到来ニ付則指シ上申候、以上」

別紙言上之一封指出候条、御序を以御上可被下候、以上

午

二月十八日 成——判

(朱筆)「二月晦日土師湊判」

境等惣而新川郡内為御縮方支配与力之内急々相廻可申様魚津表へ申遣候

一、魚津表損所等之義迄荒増之趣御用番村井又兵衛迄早速相達置申候

右之趣謹而奉言上候、以上

戊午

二月廿八日 成——判

(朱筆)「表書之通今日到来則差上申候、以上」

別紙言上之一封指出候条、御上可被下候、以上

二月廿八日 成——判

(朱筆)「三月六日有沢沢右衛門判」

右持参、以瓜生孝左衛門達ス

魚津表者相替義無御座候

一、今度地震ニ付即日出立仕候同心小頭立花源吾、平同心黒田良右衛門・稲川喜三之助、同心横目黒田良右衛門・荻野茂右衛門、平同心曾田甚大夫・村瀬銀三郎義、砺波・射水両郡ニ振分り相廻申候ニ付往来先ニ御座候故、上新川筋之様子承合候趣申越候、別紙一通文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候、右別紙之内右川与称名川与落合、夫々神通川与相唱候躰与御座候義ハ常願寺川と調可申遣、加様書誤候与奉存候

一、長門守様御立退之義ハ右立花源吾等出役先より魚津役邸へ達候、廿九日附之紙面ニハ布目村長専寺与調御座候、初メ布目村へ御立退、夫より又小竹村へ御立退ニ而も可有御座哉、如何共相□りかたく奉存候

一、右山腹ニ而真川等塞り候儀猶□入念承合候処、別紙ニ申越候ヶ所ハ不及申淨土山等數十ヶ所之山腹ニ而大变之躰ニ承合申候、併塞り止り候真川等追々水洩出候躰ニ而一時二出水仕候様之儀ハ先者無之躰ニも重而風評承合候旨右源吾等ノ申越候

一、高原村役先藤内ノ廿九日附ニ而役屋敷へ注進仕候趣ハ常願寺川縁原村より二里斗奥ニ有之候鬼ヶ嶽与右向山与崩合、右川水止り候躰ニ而、廿七日芦崎寺

村之者一人右溜水之場所見ニ罷越候処、七谷余り海之様ニ相成、大変之旨罷  
 帰申候躰、何時出水可仕も不被斗、右川筋之村々山々へ立退心配仕相歎罷在  
 候旨ニ御座候

一、右等之趣ニ付、前月晦日急発足ニ而与力高島九郎兵衛義ハ春廻として富山近  
 辺ノ砺波・射水筋へ出役仕、同阿閉小右衛門義■右二郡相仕廻新川筋廻り候  
 筈、同阿閉小右衛門義ハ為御縮方富山御領境等新川筋へ出役仕候通魚津表ノ  
 申越候

一、右常願寺川々上水止り、長門守様御立退之義ハ荒増之趣御用番前田土佐守迄  
 相達置申候

一、高岡反久寺御廟之様子承合候趣申越候、荻野茂右衛門別紙文筆等見苦敷奉恐  
 入候へ共、是其俣奉入御覽候

右謹而奉言上候、以上

戊午

三月三日 成——判

二月廿六日晝地震ニ付上新川筋  
 之様子承合候一件、射水郡高  
 岡繁久寺■御廟之様子承  
 合候一件共ニ通 成——

(朱筆)「表書之通今日到来則上之申候、以上」

別紙言上之一封指出候条、御□□(序を)以御上可被下候、以上

(朱筆)「三月十五日 有沢沢右衛門判」

午

三月三日 成——判

御近習頭中様

右持参、以高橋莊兵衛達ヌ

一、新川郡大海森村百姓次郎右衛家出火焼失仕候旨相聞得候ニ付、右為調理方同  
 心小頭今井妥吉等出役仕、次郎右衛門手前火許之様子承受候処、前月晦日朝  
 取灰仕場ニ指置候処、火氣御座候躰ニ而同日昼九時比西風強灰吹ちらし藁垣  
 ニ燃移り及出火候ニ付、村方役人共等大勢駆付、防方も仕候へ共、火勢つよ  
 く手合不申、梁間三間行間七間三尺之家暫時ニ焼失仕候旨申聞候、且又右次  
 郎右衛門母そよ義家財持出方ニ這入居候内、火ニ被廻出道取失候哉、焼失仕  
 候ニ付、夫々及断候処、当朔日才許十村吉嶋村神保助三郎悴達次郎・山廻役  
 嶋尻村□□死骸見届方ニ罷越候上葬方申□候旨ニ御座候、右ニ付尚更放火躰  
 等入念承合候へ共、自火ニ無相違相聞得申候旨ニ御座候旨申越候

右謹而奉言上候、以上

戊午

三月八日 成——判

二月廿六日晝地震ニ付上新川筋  
 常願寺川上立山温泉辺等之  
 様子承合候一件 成——

外立山仮絵図共一集ニ上候事

(貼紙)「此絵図ハ与力同心調理書留ニアリ一集ニスヘシ」

(朱筆)「表書之通今日到来則上之申候、以上」

別紙言上之一封指出候条、御序を以御上可被下候、以上

午

三月八日 成——判

(朱筆)「三月十七日 土師湊判」

御近習頭中様

右越後邸へ為持出入、執筆請取也

△凶帳ニ而御座候事

魚津表者相替義無御座候

一、前月廿八日長門守様布目村へ御立退ニ御座候処、同晦日夜五時御帰城之御様  
 子ニ付入念承候処、御帰城相違無御座由ニ御座候、右ハ山々水々へ崩レ水止  
 り候ケ所奥入ニ而、最初之日ハ雲霞ニ而尔与難見分ケ処も御座候ニ付、大形  
 ニ申触シ候へ共、最初ノ全水当り候与申ニ而も無御座、少々宛水道付有之候  
 故追々溜り水押出候儀ニ而外へ水道付可申儀ハ無御座由ニ而御帰城有之候義  
 与申事ニ御座候旨

一、当時之処地震も鎮り水道も付只今之処人氣も鎮り候哉ニ被察候旨右新川筋へ  
 相廻候阿閉小右衛門より三月二日附紙面ニ而廻先ノ申越候趣御座候

一、右之趣を以考見候へハ先便奉申上候常願寺川上へ見ニ参り候処、七谷斗海之  
 様ニ相成居候与申儀ハ軽き者之義、左様ニも無御座義を見違大形ニ申触候義  
 かとも奉被存候、乍去如何共尔与ハ難申上義ニ御座候

一、同心横目原貞之丞等地震変死人等之様子相聞得候ニ付、上新川筋へ廿八日出  
 役仕、立山等之様子調理書一通指越候、文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉  
 入御覽候、且右ニ付立山仮絵図一枚指越候、本紙余り見苦敷御座候故写取、  
 是又奉入御覽候

一、右調理書ニ調御座候与力阿閉「(小右衛門)手合へ加り可申与申義ハ元来与力  
 御郡廻ニ罷出候節ハ同心小頭・同横目之内一人、外ニ平同心四人都合五人召  
 連申候処、此度同心共一時ニ御郡廻ニ罷出、跡人少ニ相成候故、与力阿閉小  
 右衛門義ハ同心二人召連罷出、右貞之丞等於廻先相加り都合五人之人数小右  
 衛門召連廻り候義ニ御座候

一、砺波郡今石動・射水郡高岡潰家等多く御座候様子ニ候へ共、彼筋へ廻り罷在  
 候同心共等ノ未何等も不申越候故、難相知御座候、申越節可奉申上候

一、同心横目田中義六郎等即前月廿六日出立仕、下新川筋相廻、当月四日罷帰申  
 候与承合候趣共相達候趣右之通ニ御座候

一、舟見村領下高工与申御普請橋北之方石同所二坪斗崩候躰、且石田村・横山  
 村、泊町御蔵所暨境御関所并越後箱相替義承不申旨ニ御座候

右越後邸へ為持出入、執筆請取也

魚津表相替義無御座候

一、今度地震ニ付砺波筋へ相廻シ置候同心小頭立花源吾、射水筋へ相廻シ置候同  
 心横目荻野茂右衛門より廻先損所等調理書ニ通指越申候、文筆等見苦敷奉恐  
 入候へ共、其俣奉入御覽候

○当十日昼九半時比

一、常願寺川々上之様子為見分大鳴仕候内、出水仕半時斗も相立減水仕候ニ付、  
 幸与力阿閉小右衛門義西番村ノ藤木村へ罷越候途中之事故、早々申上候、手  
 合同心召連早々其筋見分仕候処、用水川或ハ用水古川等所々水切込御田地も  
 少々損シ申躰見聞仕候、右出水ハ不殘泥ニ而二尺ノ四、五尺斗りも溜り居申  
 候、右ハ即十日昼四時前并四ツ半時過両度少々□□震御座候ニ付、常願寺川  
 上山々先達而ノ所々損居候事故、右地震ニ而崩□□申儀与奉存候旨

右ハ即阿小右衛門より申候趣ニ御座候、金沢表も十日朝之内刻限ハ覺無御座  
 候へ共少々震申候

○右調理書之内高岡百八十五軒之■皆潰上階或ハ廊下迄潰候様ニも相見へ、又  
 皆潰之様ニも相見え少ト訳り兼候様之調方ニ御座候へ共、於金沢表風評承り  
 候へハ百八十何軒之損家と申事ニ御座候へハ、左候へハ、二階或ハ廊下坏潰  
 候而本軒皆潰ニ而ハ無御座損家■軒数之凶義上奉而被存候

一、砺波郡福光村泉屋喜六養母れい義当二月四日変死仕候之躰相聞得候ニ付、同  
 立花源吾廻先へ相知候ニ付承即源吾義右喜六并村役人手前相尋候処、右れい  
 義七ヶ年前ノ騒氣罷在、当二月同人縁者同村紺屋与三右衛門方へ朝拝ニ罷越  
 居、同四日朝家内之者共立違候透を考焼火箸ニ而咽を突、苦痛罷在候を右与  
 三右衛門悴与右衛門見付、喜六等打寄致介抱仕候へ共、深疵ニ相成候ニ付、  
 村役人江及断候処、同六日才許十村■又右衛門悴孫右衛門罷越見届相  
 濟、同九日朝右れい義相果候ニ付、重而及届候ニ付、翌十日又候十村等罷越

并新田才許小杉新町敷右衛門  
死骸見届葬方申談候旨申聞候二付、尚又入念聞繕候処、右喜六等申候通二而相変義承不申候旨

右源吾方より申越候

一、今石動安楽寺屋与三右衛門儀同所油屋十右衛門方ニ手代奉公仕居候処、前月廿九日夕朝右与三右衛門宅ニおゐて縊死仕候旨等御役先相勤候二付、与力高島九郎兵衛出役先へ相知候二付、九郎兵衛手同心横目永田俊三等聞繕候処、全致犯氣縊死仕候躰ニ而、同晦日右為見届方同所与力桜井彦太郎、同村田宇左衛門、同足軽山田忠大夫等右与三右衛門死骸見分仕候上、同人親類塩屋伊助江死骸引渡候躰ニ相聞得申候旨申越候

一、魚津御馬廻御番頭津田平兵衛義、当正月十四日金沢出立仕魚津表へ相詰、<sup>一昨在当月十日</sup>十一日金沢表へ罷帰申候、只今之所同神子田孫三郎義も金沢表ニ罷在申候右謹而奉言上候、以上

戊午

三月十三日 成——判

〔朱筆〕「表書之通今日到来則上之申候、以上」

別紙言上之一封指出候条、御序を以御出可被下候、以上

〔朱筆〕「三月廿六日 和田数馬判」

午

三月十三日 成——判

御近——様

戊午

二月廿六日暁地震二付  
三月十三日 砺波筋五ヶ山等之様子

承合候一件

成——

戊午

二月廿六日暁地震二付  
三月十三日 射水筋高岡等之様子

承合候一件

成——

右持参、以高橋壯兵衛達ス、十四日也

魚津表相替義無御座候

一、与力阿閉小右衛門義新川筋廻方相仕廻、当十四日魚津へ罷帰申候二付、調理書一通指越候二付其俣奉入御覽候

一、立山之様子見聞之趣、富山之様子承合候趣、同心横目原貞之丞否指越候一通、当十日常願寺川出水二付而之調理書同心横目石川良之助否指越候一通、文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候

一、立山劔ヶ嶽之方地震後も遠方より見請候而ハ、矢張是迄之形之通り相見え申候旨、且常願寺川ハ地震後溜り強く澄不申由、当十一日魚津より罷帰候御番頭津田平兵衛申聞候

一、魚津御馬廻中武芸稽古方之義、七兵衛様ハ余り出精無之有御座候処、当春ハ大ニ出精之方ニ御座候旨、且去年魚津附同心ニ被召抱候永田丈之助与申者、

同心小頭永田栄之助与申者之悴ニ而無岡之内西洋流砲術稽古として江戸表へ一年半年も罷越居候者ニ而、少々劔附筒打杯習参り候二付、右丈之助ニ習ひ御馬廻中一統ニ劔附筒打方稽古有之、平兵衛義も相交り人数四■十余り揃、多くハ木筒ニ而右足並等稽古有之候由、平兵衛より承申候

右謹而奉言上候、以上

戊午

三月十八日 成——判

戊午

地震二付新川筋相廻候  
三月十八日 与力阿閉小右衛門調理書

承合候一件一通

成——判

戊午

地震二付、立山暨富山之様子承合候一件一通  
三月十八日 三月十日常願寺川出水二付、

承合候一件一通

成——判

〔朱筆〕「表書之通今日到来則上之申候、以上」

別紙言上之一封指出候条、御序を以御上可被下候、以上

〔朱筆〕「四月二日 土師湊判」

午

三月十八日 成——判

御近——様

右越後邸へ為持出、執筆請取 <sup>〔付箋・朱筆〕</sup>「月廿六日暁越中大地震」

魚津表相替義無御座候

一、当月十日新川郡常願寺川出水ニ而人家流失之義等泥水入川等仕候ケ所者今更瀬踏も仕兼候程之族ニ而、其村々より人家不残川之向岸ニ相成居候分も有之、又ハ小村ニ而其立退暫人々不在合所も御座候而急ニ調理候義も仕兼、当十八日奉指上候調理書之余、其後猶更承調理、同心横目石川良之助より申越候越左之通ニ御座候

〔朱筆〕「此間別帳ニ記有、朱点不懸文調上ル」

一、百間斗 半屋村領御普請所石川除流失一統風評仕居候旨ニ御座候

一、一軒 火元家 射水郡海老江村頭振 四郎左衛門

一、五十二軒 同村組合頭次右衛門等類焼家

一、十 同村百姓助三郎等類焼納屋

右当月十八日夜焼失仕候、同心小頭永田栄之助等出役仕承調理候処、四郎左衛門当十八日朝家腹ニ取灰仕置候由ニ而、同日戌之刻比右場所より出火、右之通焼失仕候旨、右ニ付人馬異変之儀も無御座、且自火ニ相違無御座旨承受候旨申越候

右謹而奉言上候、以上

戊午

三月廿三日 成——判

〔朱筆〕「表書之通今日到来則上之申候、以上」

別紙言上之一封指出候条、御序を以御上可被下候、以上

三月廿三日 成——判

〔朱筆〕「四月七日 和田数馬判」

御近——様

去年十二月■御達申上候、江州彦根袋町金三郎娘とも儀於役屋敷相糺候処、本家吉右衛門与申者御高歩帳盜取候など、申義者、役屋敷へ可訴出ため、左迄も無御座事を崇高く申繕候義ニ而、元来者内輪申分之義ニ御座候旨段々申願候二付、全支配方ニおゐて取捌候節与奉存候故、右とも前月廿九日射水御郡所へ引送申候、且吉右衛門義者其後病氣ニ而未役屋敷へ出不申候へ共、右女申口ニ而大抵事相誤り申候二付、是又手合より仕抹申付置候俣ニ而御郡所へ引送申候、此段御序を以被仰上置可被下候、以上

四月八日 成——判

御用部屋連名様

右御次へ持参、相違ス

魚津近在相替義無御座候

前月十日新川郡常願寺川洪水ニ而御田地損所聞合之趣、前月廿三日奉言上候後、御田地損所調理方同心横目田中儀六郎より指越候一通、文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候

一、新川郡北馬場村忠兵衛儀先分自分舟を以同村領舟渡場ニ往來人越渡罷在候処、前月廿五日八半時比往來人も無之候二付、暫時宅ニ相休居候間ニ、右舟に参出候帯刀人躰之者川中ニ而越損水中へ落入候、綱ニ取付ながら高声揚候二付、右忠兵衛馳付候へ共、暫時ニ流行申候、大勢駈付川筋等相尋候へ共、死骸見当り不申旨、猶更右人名前等入念聞繕候へ共、相知れ不申候由ニ御座候

一、富山御領宿在且御家中共五万両之御見込を以上納金被仰渡置候へ共、折々之上納金ニ而一統難渋之趣願方仕居候へ共、御聞届無御座候処、同月廿五日之

地震ニ而宿在共余程相損候躰ニ付、今度格別之趣を以前件上納金百兩ニ付四ケ一御用捨被仰付候躰

一、当日迄百兩ニ付三ノ二御取立御座候■躰ニ候へ共、人々騒々敷申立候程之義ハ無之躰、併近年世上不融通之時節柄ニ而何茂迷惑仕候得共、成限り才覚を以上納仕候躰相聞得申候

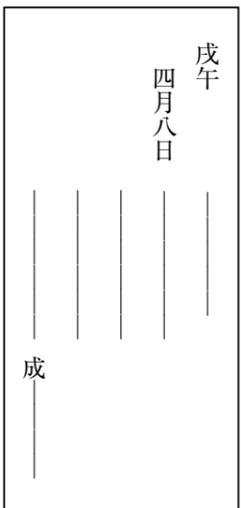
右同心横目田中義六郎より申越候

一、去年六月五ヶ山籠渡村平小屋へ被入置候流刑人南部定次郎儀、前月十七日夜逃去候旨御郡所へ役屋敷へ申来候ニ付、右為尋方前月廿一日礪波筋へ同心横目原貞之丞出役仕、所々承合候へ共、行衛相知レ不申候旨同人より申越候

右謹而奉言上候、以上

戊午

四月八日 成——判



〔朱筆〕「表書之通今日到来則上之申候、以上」

別紙言上之一封指出候条、御序を以御上可被下候、以上

午

四月八日 成——判

〔朱筆〕「四月十六日和田数馬判」

御近習頭中様

魚津表者相替儀無御座候

一、四月廿六日八時過常願寺川出水仕候ニ付、即刻同心横目永田俊三等出役申付

之村々も先右様之躰与被察申候

一、先達而川上へ廻り候節見請候原村辺之泥ハ一切無御座様子ニ聞得候旨ニ御座候

一、小右衛門新庄ニ而承り候処、川上溜水之様子為見届岩崎之坊之者一人座主坊村百姓一人廿六日出水後松尾山辺迄参見候処、溜水辺ニ是迄有之候三十町ニ廿町斗之溜水当時無之候へ共、二三間斗之溜水ニツ、十間斗之分ニツ有之旨申候ニ付、其段御郡所へ相達候処、何れ懸念成義故慥成者遣候様との僉儀ニ而、即帳冊ニ調申候通御郡方足輕等出立仕候由ニ御座候

一、右之通ニ候へハ何レ地震後右三十町斗之溜水出来居候見え候、此儀手合へも一向相知レ居不申義ニ御座候

一、広田組之間御田地ハ即帳冊ニ調御座候通用水留り水当り不申処、此比岩瀬より水橋迄之往来通り候者承り候へハ、往来様之田水当り居候由御座候、併右筋等又候出水も可有御座哉、所々取沙汰仕兎角人氣落付不申躰ニ御座候由右謹而奉言上候

戊午

五月十二日 成瀬主税判

〔朱筆〕「表書之通今日到来則上之申候、以上」

別紙言上之一封指出候条、御序を以御上可被下候、以上

午

五月十二日 成瀬主税判

〔朱筆〕「五月十五日篠島喜一郎判」

御近習頭中様

右加人佐久間忠藏十三日出立、金沢へ談候ニ付伝封致ス、御用部屋へ達候、

同日

帳冊絵図等も伝封致す

魚津表相替儀無御座候

一、越中筋盜賊改方為御用魚津附与力高島九郎兵衛・同心横目永田俊三等召連、

候処、夜ニ入西水橋流失家等御座候旨、新庄辺等大変之様子相聞得候ニ付、与力村田乙三郎・阿閉小右衛門儀東水橋者御蔵所ニ而御座候事いづれ大変成義御座候故、纏為持同心小頭・同横目・平同心共十余人召連、即刻東水橋迄出役仕候処、夕七半時過ニ至り常々減水仕候由ニ而、翌廿七日ニ至り常水ニハ相成候へ共、泥ニ而西水橋へハ被渡不申、東水橋御蔵等相替候義も無御座候ニ付、村田乙三郎纏為持并同心小頭等十人斗者東水橋引揚、七時過魚津へ罷帰、阿閉小右衛門・同心横目永田俊三等ハ居留り、当月二日朝西水橋へ渡り越、新庄等富山迄も罷越夫々損所承調理、又同心横目田中儀六郎義出役申付為調理申候処、当九日名原小右衛門等何茂罷歸り調理書指出候ニ付、即帳冊ニ仕立絵図相添、岡嶋左膳等を以指上候通ニ御座候

一、阿閉小右衛門等二段々様子承候処、先新庄辺ニ而ハ目之及候丈ヶハ泥ニ而只黒ウ見え申候由、其上ニ折々森見え申候而損家見え候所も有之候へ共、先ハ家二見え不申由、流木者夥敷義、即新庄辺ニも大サ六尺、或ハ二間斗之石泥之内ニ見え申候、何レ川上より流れ参り候与被存候旨申聞候

一、溺死人員数之儀即帳冊ニ相調置候通百二十人余ニ御座候へ共、此分七郎死骸不見当分迄夫々村方より御郡所へ届候分承調理候義ニ御座候、此余密ニ聞探り申候処、夫々死骸見当り宅々へ連越候分ハ介抱中余病指起り因果候与申、各自々々御郡所へ不達者届不申様子ニ御座候、何レ水難ニ而果候者ニハ候へ共、右之次第ニ而実之溺死人ハ八百二十余之外ニ百御座候歟、二百御座候歟、難相知レ旨ニ御座候

一、尤一端流れ候内助り候者ハ多御座候由鮎川へ流出候而、於富山助り候者も不少様子御座候、見聞仕候処ニ而ハ、遁平均に出来り候事故レ去候義も出来間敷様ニ被存候へ共、一生懸命ニ逃去候故か損人少きと、存候由偏ニ白昼故と申聞候

一、泥付候御田地等深之深サ六七尺斗も有之候処御座候由、後々取除方何とも面倒相成義ニ御座候哉、一面泥之義ニ御座候故、其上へ中々小屋懸も仕候義出来不申人々住家ハ無御座、食物も無御座村々之者十方ニくれ相敷き罷在候様子御座候、先無難之村々へ身を寄セ罷在候様子、此比新庄辺ハ町新庄之方ハ無難ニ御座候故、先家毎二三軒四軒斗も暮し居候族見聞仕候由ニ御座候、余

当■二月晦日魚津出立仕、三御郡夫々相廻候而同三月廿九日罷帰申候ニ付、所々見聞之様子調理書之趣左之通ニ御座候

一、砺波郡戸出・福野・福光・井波・城端絹布之様子承候処、出来方相応ニ候へ共、他国引合方不宜躰ニ御座候

一、同郡於福光新村五ヶ山流刑人之様子承候処、相替義無御座、畑物も相応之由ニ御座候

一、射水郡於氷見・放生津・瀧浦筋暨能州境之様子承合候処、相替義無御座候

一、新川郡於町新庄村富山表暨飛州御境目筋・猪之谷御番所等之様子承候処、相替義無御座候

一、同郡於泊町境関所暨越後筋之様子承合候処、相替義無御座候

一、所々浦方ニ而獵業之様子承候処、何方も春以來不獵之由、併魚津へ下浦筋鰯等少々宛獵業御座候由ニ御座候

一、三御郡共御蔵所異変之義無御座、百姓共一統耕作方等相励候躰ニ而、苗代并麦・菜種相応ニ宜躰ニ見聞仕候由

一、三御郡共相廻候所々ニ而諸役人風俗等暨洩物等之様子も承合候処、相替義無御座、猶所々十村手代共呼立、諸事御縮方嚴重相心得候様申渡置候旨ニ御座候

右之外相替義無御座候、御郡方静謐ニ御座候旨

一、私儀四月十一日金沢表発足仕、砺波郡者福光・城端・井波・杉木・戸出等、射水郡者水戸田・高岡・寺町・氷見・宇波・脇、夫より立帰り候而、伏木・放生津等巡見仕、同十七日魚津表へ着仕相詰罷在候

一、俱利加羅へ先例之通、与力荒屋儀左衛門并同心小頭・同横目等召連相廻申候、右巡見中見聞之趣、左ニ申上候

一、福光・福野布出来方、城端・井波絹出来方宜由二候へ共、引合方ハ大抵之様子ニ御座候、乍去随分所方潤色ニハ相成候様子ニ御座候

一、高岡古御城跡御取納蔵等巡見仕候へ共、相替義も見聞ニ及不申候

一、氷見より能州地之方へ指参り候、海辺瀧浦筋ハ近年道切広ヶ宜相成候由申候へ共、先ツハ海岸岩山を切ならし候道ニ而難所ニ御座候、脇村海岸上へ之山

前田一郎

- 31 -

- 30 -

へ上り候へハ御領境松一本御座候、此あたり右脇村領と能州大泊領とも麦畑  
ニ御座候

一、脇村と宇波村との間ニ御座候姿村向ニ御座候アブガ嶋ハ磯際より十二三町斗  
御座候而五十間ニ二十間斗も御座候由ニ所方之者申聞候、松等生居申惣躰瀧  
浦筋よりハ水見と申趣ニ而□□諸国へ出候様子ニ御座候

一、城端善徳寺・井波瑞泉寺古国ニ付、勝興寺へも立入見申候、善徳寺ハ無住之  
義ニ御座候、垣塀等当二月地震ニ而余程損居申候、瑞泉寺ハ所勞之由ニ而被  
逢不申、勝興寺ハ被逢申候

一、巡見先於所々御蔵所々々へも立入見候へ共、相替儀も見聞不仕候

一、相廻候時分、村々苗代植付、同所中に而追々植居申候、大抵過半植付御座  
候、春末之様子承候処、大二都合宜作躰ニ者、聊障不申氣候ニ御座候由ニ御  
座候

一、於所々猟業之様子承候処、春之比ハ鯛取<sup>随分</sup>レ候而所方悦罷在候由ニ御座候

一、惣躰何方も随分穩成様ニ見聞仕候、猶更所々於止宿所等十村等呼出シ、与力  
荒屋儀左衛門を以御縮方嚴重相心得候様為申渡置候

一、老軒 火元家 高岡木舟町井森屋 善助

一、老ツ 藏 同人所持

一、十一軒 類焼家 北嶋屋 七郎右衛門等

メ十二軒一ツ

右四月廿七日朝五時比出火焼失仕申候、右火元善助義等閑ニ相心得候趣を  
以町奉行々徘徊留ニ申渡御座候由ニ付、所役人前承候処、善助酒造渡世罷  
在候者ニ而、取灰仕節々ニ指置候処、火氣御座候哉、夫より出火仕候由御座  
候、放火躰紛者敷儀ハ無御座候旨ニ承受候旨同心横目荻野茂右衛門より申越  
候

一、砺波郡岩屋村与次郎、同村増右衛門四月廿六日田水当方ニ付及争論、増右衛  
門儀与次郎頭上ニ疵付逃去候ニ付、召捕方之義御郡所より申来候ニ付、砺波

別紙言上之老封指出候条、御序を以御上可被下候、以上

午

五月十七日 成——判

(朱筆)「五月廿日 高田久兵衛判」

御近習頭中様

右十七日調理中使へ指出ス

覚

新川郡道正村 三吉

同郡犬嶋村 次郎右衛門

同城川原村間右衛門二男 初次郎

同藤木村清五郎セカレ 清助

同三ツ塚新村庄次郎二男 千代次郎

同村三四郎祖母 のふ

同与次兵衛二男 長次郎

同平左衛門悻 勇次郎

同藤四郎娘 むめ

右三吉等実意致溺死候躰ニ候処、右様出候者共了簡を以少々息之通ヒ有之旨  
村役人暨十村共へ達候処、其切ニ而相濟候後、病氣指発相果候事ニ仕候躰

同道正村久五郎弟 仁十郎

同綾田村甚右衛門母 つよ

同新庄野村八右衛門妻 とき

候

右仁十郎等流■共実意少々息之通ヒ茂御座候躰ニ付、尋人共々其族村役人暨  
十村共江及案内候之後余病指発相果候躰

右聞合候趣風評而巳ニ而慥成義に而も無御座候間、不都合候処ハ乍恐御用捨  
之程奉願上候

午

六月二日 成——判

辺兼帯ニ而同心横目荻野茂右衛門等出役申付候処、即彼筋へ罷越承候処、右  
為檢使当月朔日公事場附与力等罷越、与次郎疵所見分仕候処、頭々長一寸斗  
之疵、頭上与右之髪与二ヶ所■有之候、同人手前糺候へハ鉄のセだにて被打  
候与申聞候躰見分相濟、医者右疵へ膏藥等相用候躰ニ御座候、且与次郎并増  
右衛門之妻悻二男ハ右与力より口書取立御郡奉行へ預候躰ニ承合候旨申越候  
一、富山様御直請能州口郡嶋組出来塩二百七十俵一艘二積、船頭水主二人乗二  
而、当十二日東岩瀬川内へ颯込候節流水ニ行当り、舟底破レ滄加之道出来  
仕、其俣右舟破損仕候由ニ御座候、右船頭等二人ハ助揚候へ共、塩ハ不残水  
中へ沈候躰ニ御座候、翌十三日富山塩方主付下役高木清次等罷越、右破損船  
等見分仕候躰ニ承候旨荻野茂右衛門々申聞候

一、魚津町奉行津田直七郎儀即十二日

一、常願寺川之義未水澄候様子も無御座、川上溜水之義も立山温泉跡二ヶ所  
小鳶と申候辺二ヶ所所有之候由風評仕候へ共、如何斗之溜水ニ候哉、相知不  
申、猶慥成義承次第可奉申上候

一、今度右川出水候節即山鳴仕候由ニ御座候、先日来魚津・角川上或ハ早月川上

山鳴仕候故出水可仕様町方様々風評仕候旨承候へ共、毎度加様之変事之跡ニ  
八種々風評申触し候ハ毎度之事と存、打捨置申候へ共、中ニハ町方二用意仕  
候者も有之候様承候故、懸念ニ奉存僉鑿、早月川上伊折村之者僉鑿仕候処、  
何も川上相替候様子も無之旨申聞候

一、角川之義ハ当四日私義右川上鹿懸之城垣見申度参り候へ共、何も相替候  
様子承不申候、右両川并片貝川様も此間中雨強ク降候節様ハ少々出水  
仕候へ共□指義も無御座、常々有之候出水ニ而何も相替候義ニ而ハ無御  
座候、此比当所町方ハ御帰城御祝儀且筑前守様御婚禮御祝義盆正月仕  
走り<sup>走り</sup>に<sup>に</sup>わ<sup>わ</sup>か<sup>か</sup>と<sup>と</sup>申<sup>申</sup>義<sup>義</sup>様<sup>様</sup>仕<sup>仕</sup>賑<sup>賑</sup>ひ<sup>ひ</sup>か<sup>か</sup>至<sup>至</sup>極<sup>極</sup>候<sup>候</sup>事<sup>事</sup>、穩<sup>穩</sup>成<sup>成</sup>様<sup>様</sup>子<sup>子</sup>ニ<sup>ニ</sup>被<sup>被</sup>奉<sup>奉</sup>存<sup>存</sup>■申<sup>申</sup>候<sup>候</sup>義<sup>義</sup>ニ<sup>ニ</sup>御<sup>御</sup>座<sup>座</sup>候<sup>候</sup>  
右謹而奉言上候、以上

戊午

五月十七日 成——判

(朱筆)「表書之通今日到来則上之申候、以上」

五月廿日

魚津表相替儀無御座候

一、四月廿六日常願寺川出水ニ付溺死人員数之義、五月十二日委細奉言上候趣ニ  
付、同心横目へ申付密々為聞探候処、聞出候者各書別紙指出申候、文筆等見  
苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候、又外ニ

新川郡太田組西野新村 久右衛門

同人妻 ゆき

同人悻 久兵衛

右久兵衛妻 もと

右四人ハ表向十村檢使請候者之由聞出し申聞候、別紙之者共之義者小前成百  
姓共候へ者死骸見当り候迎夫々十村等へ相届檢使請候而ハ彼是日数相か、り  
急ニ葬も出来兼入用も不時ニ相懸り候様子ニ而甚及迷惑候ニ付、加様ニ取斗  
候様子ニ被存候旨同心横目共申聞候、いつれ御郡所へ之表向届方ハ別紙小書  
之通ニ御座候処、私手合より実情聞探り候義故密々聞合候様同心共へ申付候  
義ニ御座候、右之外聞得不申旨申聞候

一、於魚津も其節色々風評御座候内水橋海辺等へ死骸打揚候へ共、取揚候而ハ  
所方面倒ニ候故、密々沖へ出シ候様風評御座候ニ付、此義も同心横目へ申付  
密々為聞探申候へ共、右風評之様之義ハ聞得不申旨即於魚津申聞候

一、新川郡川縁村百姓

徳三郎妻 もん

右五月廿日縊死仕候、同心小頭今井采吉等指遣、右徳三郎等手前相尋候処、  
即廿日朝徳三郎義起出候処、場ニ縊死罷在候由、依而夫々及断候処、十村共  
等罷越見届夫々葬方申渡候躰、右もん義兼々逆上候生質ニ御座候様子ニ而外  
相替候義聞得不申旨承合於魚津采吉々申聞候

戊午

六月二日 成——判

右持参、以庄田吟右衛門上ル

魚津表相替儀無御座候

以封物奉言上候儀繁々ニ相成申候而余り奉恐入候義ニ奉存候、御支も無御座義も候ハ、乍恐差略仕度奉存候、猶更是迄指定り奉言上■候、荒増左ニ奉申上候

一、与力四季御郡廻調理之趣

一、同心小頭横等春秋本役廻調理之趣

一、富山表之義聞探り候趣

一、若百姓共徒党仕願立候様之義有之候へハ早速奉言上候

猶相変候義出来奉言上候■ハ何とも豫而難指定義ニ奉存候

一、出火・焼失調理之趣

一、水損等調理之趣

一、変死人有之候節調理之趣

以上

御渡御旧記之内他人へ難申義ハ自筆ニ而認、左様ニも無之義者与力同心之内

ニも為調可申様永原治兵衛へ被仰出候様留見当り申候、右初メ四ヶ条之義ハ

尤是迄之通可奉言上候へ共、火事以下三ヶ条者以後何とそ以岡島左膳等奉

申上度奉存候、此余近来江戸表之御奉□、魚津表相通候様子も奉言上候へ

共、是等も以後ハ以左膳等奉申上度奉存、被仰出次第奉御心得奉存候

右乍恐謹而■伺候、以上

戊午 六月六日 成——判

右御次へ持参、以和田数馬上ル

若連地等へ御出之内ニ而も二御丸へ致持参候へハ宜哉之候旨和田へ致示談候

処、夫ニ而宜段被申聞

一、昨日御用部屋を以別紙呼立ニ付、七日四時過御次へ罷出候処、昨日以封物被

伺候義伺通りと被仰出候旨、山森権太郎被申談奉畏候与御請申退ク

魚津表相替義無御座候

一、射水郡大野新村肝煎惣右衛門方へ村々之者大勢罷越狼藉相働、納屋壁等打崩候躰、当八日夜魚津役屋敷へ注進仕候ニ付、与力高島九郎兵衛・同心横目等

召連早速出役仕候旨申越候

一、右村ハ水見近在ニ御座候、惣右衛門義ハ御郡所より村役人へ指預ケ有之候様

子ニ御座候、猶更委細之義者右出役仕候高島九郎兵衛等より申越次第可奉申上候

右謹而奉言上候、以上

戊午

六月十日 成——判

右持参、以篠嶋喜三郎上ル

新川郡御本役為御用午五月廿五日堀井半左衛門同道魚津発足仕、広田組・嶋組・太田組之内辻ヶ堂村之西番村詰迄相廻、同廿七日罷帰、所々見聞之趣左

ニ奉申上候

一、当四月廿六日常願寺川洪水ニ而嶋組・太田組之内村々御田地等過半泥付或流

失仕居候儀兼而被為在御承知候通ニ御座候、併両組之内水損残村々猪谷筋

等片山掛り耕作方等之様子承合候処、当春大地震ニ而御田地等相損候ケ所

も御座候へ共、其以来手入仕追々苗植付候躰ニ而草修理等相励罷在候躰ニ御

座候、且又広田組之儀ハ格別水損所も無御座候ニ付、青田善悪之様子聞繕候

処、苗植付後右洪水ニ而広田用水・針原用水江筋江泥等流込、十四、五日斗

水上り不申由ニ御座候処、苗生立方不宜、其以来広田組之連日人夫指出、右

用水口之江筋泥等堀揚少々宛水流込候ニ付、夫々手当仕候処、少々苗見形宜

相成、比日一番草取懸り居候由ニ御座候、尤外々之割合ニ競候へハ余程苗劣

り候躰ニ見聞仕候、將又御田地請卸シ暨右用水筋手入方等之儀ニ付、申分ケ

間敷儀無御座躰ニ承受申候

一、麦・菜種之様子承合候処、何方茂昨年之斗蒔付候由ニ而、両様共豊作仕候躰ニ御座候へ共、前件三組之内ハ出来方纒之躰ニ相聞得申候

一、富山御領境并猪谷御番所・飛州御境目筋等之様子手筋を以承合候処、指掛相

変儀無御座躰、且相廻候先々紛敷流浪者等見当不申候、猶更火賊等御縮方之

儀村々役人共暨向寄ニ罷在候御役先藤内共江巖重申談置候

右奉言上候、以上

午

五月廿八日 原貞之丞判

新川御郡内御本役為御用石川斧右衛門同道仕、当廿五日魚津罷立、上条組柳寺村之高野組之内常願寺川筋宮路岩崎寺村高原野下段筋相廻、昨廿八日魚津

へ罷帰申候、所々承合之趣左ニ奉申上候

一、相廻候所々指懸り相変義無御座候、先達而地震後兩度之出水ニ而常願寺川筋

高野組之内御田地等過半泥置等ニ相成候義等、其節出役人之追々奉申上被為

在御承知候通ニ而、右水損ケ所当改作方出来不申躰ニ見聞仕候、其余同組之

内高原野下段筋等当改作方之様子承合候処、一統苗植付方等追々仕候得共、

前頭出水ニ而所々用水江筋泥込ニ相成、其以来在々肝煎等勢子仕、村々之人

夫大勢罷出江筋之泥堀揚罷在候躰ニ候へ共、菟角川上之泥流込用水止り不

足仕候躰ニ而苗生立方見成不宜、百姓中一統心痛罷在候躰ニ見聞仕候、且又

麦・菜種出来之様子承合候処、何茂豊作仕候躰、大豆・小豆等畑物類も随分

苗生立方宜躰ニ見聞仕候

一、廻村中流浪躰等相紛敷者見当不申候、猶又火賊等御縮方之義在々役人共江巖

重申談置候

右奉言上候、以上

午

五月廿九日 立花源吾判

新川郡御本役方為御用藤村八百丞同道、前月廿九日魚津発足仕、中加積組之

内北野村之本江谷并早月谷筋等相廻、昨朔日罷帰申候、承合之趣左ニ奉申上

候

一、相廻候村々指懸り相変儀無御座御静謐ニ御座候、改作方之様子承合候処、当

四月上旬比之苗植付方ニ取懸り追々相仕舞、当時青田見成十分宜躰ニ見聞仕

候、且麦・菜種兩様共相成之作仕候躰ニ而、何茂相悦罷在候躰ニ承受申候

一、相廻候内流浪躰紛敷者見当り不申人氣穩ニ御座候、猶又諸事御縮方之義村々

役人共へ嚴重申談置候

右奉言上候、以上

午

六月二日 荻野茂右衛門判

新川郡御本役方為御用当五月廿九日平同心稲川喜三之助同道、魚津発足仕、

下条組市ノ江村之小出郷上段筋白岩谷上市村詰相廻、同六月二日罷帰申候、

承合之趣左ニ奉申上候

一、相廻候在々指懸り相変儀無御座御静謐ニ御座候、且春来潤氣宜御座候而苗植

付候以来無申分見事ニ相成居、尤比日二番草修理迄相仕舞出精罷在申候、併

上段筋日中上野村等十ヶ村余常願寺川用水之由、然ル処、当三月十日右川洪

水仕、其後右村々へ取入候水不足勝之躰ニ而苗植付方も遅々ニ罷成、中二者

畑作ニ仕候ケ所も有之由ニ御座候、且又麦・菜種作之様子承合候処、両様と

も相成ニ取揚候躰ニ而、一統相悦人氣も穩ニ見聞仕候

一、相廻候内流浪躰紛敷者見当り不申候、尤諸事御縮方之義村役人共へ嚴重談置

申候

右奉言上候、以上

午

六月二日 石川良之助判

新川御郡内御本役方為御用笹田八郎同道、午六月三日魚津出足仕、下布施

組之内三日市村之大三位組・五ヶ庄組・三位組境詰迄相廻、同月六日罷帰申

